



ごあいさつ

本町では、これまで平成 22 年に「有田町次世代育成支援後期行動計画」、平成 27 年に「有田町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子ども・子育てに関する取り組みを総合的に推進してきました。

このたび、令和元年度で計画期間が満了となる「有田町子ども・子育て支援事業計画」の次期計画として、近年の社会潮流や本町の子どもを取り巻く現状、計画の進捗状況を確認・検証し、子ども・子育て支援のニーズを反映した「第 2 期有田町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

本計画では、あらゆる子どもに分け隔てなく、すべての子どもに対し、切れ目なく健やかな育ちを守り、有田町の誰もが子育てや子育て家庭に関わり、子どもたちの成長を根っこから笑顔で支え合うまちづくりをより一層促進してまいります。

最後に、この計画の策定にあたり、ご尽力いただきました、有田町子ども・子育て会議委員の皆様をはじめ、「子ども・子育て支援に関するアンケート調査」、「子どものいる世帯の状況調査」、「子どもの生活に関する関係団体調査」などにご協力いただきました町民の皆様、関係者の皆様にご心からお礼申し上げます。

令和 2 年 3 月

有田町長 松尾 佳昭

目 次

第1部 序論.....	1
1 計画策定の背景と趣旨.....	2
2 計画の概要.....	6
3 有田町の子ども・子育てを取り巻く状況.....	7
4 子ども・子育て支援事業と次世代育成支援行動計画における評価.....	14
5 ニーズ調査結果の概要.....	28
6 有田町の子ども・子育て支援の課題.....	41
第2部 子ども・子育て支援の基本的な考え方.....	43
1 基本理念.....	44
2 基本目標.....	45
3 基本的視点と施策の方向.....	46
施策1 子育て家庭への支援の充実.....	46
施策2 母子保健の継続的な取組による健康の増進.....	51
施策3 子どもの健全育成のための教育環境の整備.....	55
施策4 子育てと仕事の両立支援.....	58
施策5 専門的な支援を要する子どもや家庭への支援の充実.....	60
施策6 安全・安心なまちづくりの推進.....	64
第3部 事業計画.....	67
1 特定教育・保育施設.....	68
(1) 教育・保育提供区域の設定.....	68
(2) 認定区分と提供施設.....	69
(3) 量の見込みと確保方策.....	70
2 地域子ども・子育て支援事業.....	73
(1) 提供体制の確保.....	73
(2) 量の見込みと確保方策.....	74
3 計画の推進体制.....	81
(1) 計画の推進に向けた役割.....	81
(2) 関係機関等との連携.....	82
(3) 計画の達成状況の点検・評価.....	83
資料編.....	85
1 計画策定の経緯.....	86
2 有田町子ども・子育て会議設置条例.....	87
3 有田町子ども・子育て会議 委員名簿.....	89



第 **1** 部

序論



1 計画策定の背景と趣旨

(1) 計画策定の背景

我が国の少子化は急速に進行しており、女性の社会進出に伴う低年齢児の保育ニーズの増大、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化による子育て不安を抱える保護者の増加など、子育てをめぐる地域や家庭の状況は変化し続けており、引き続き社会全体で子ども・子育て支援を推進していくことが求められています。

国では、少子化対策を総合的に進めるため平成15年に「次世代育成支援対策推進法」を制定しました。次世代を担う子どもたちの育成を支援するためのさまざまな事業を展開してきましたが、依然として出生数の減少が続いていたことから、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」を制定し、子ども・子育てに関する新たな支援制度が構築されました。

「幼児教育・保育の無償化」については、実施するための根拠法となる「改正子ども・子育て支援法」が令和元年5月に国会で可決・成立し、令和元年10月から実施されることとなりました。幼児教育・保育の無償化は、幼児教育の負担軽減を図ることで、すべての子どもたちに質の高い教育の機会を保障し、生涯にわたる人格形成の基礎を培うことを目的としています。

子どもの貧困対策については、平成28年6月に「児童福祉法」が改正され、子どもが保護の対象から権利の主体へと、法の理念が大きく変わり、児童虐待の発生予防や虐待発生時の迅速かつ的確な対応が明確化されました。

本町では、平成27年3月に「有田町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子ども子育てに関する取り組みを総合的に推進してきました。

このたび、「有田町子ども・子育て支援事業計画」が、令和元年度で計画期間が満了となることに伴い、近年の社会潮流や本町の子どもを取り巻く現状、計画の進捗状況を確認・検証し、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境整備をより一層促進することを目的に、「第2期有田町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。



(2) 子ども・子育て支援新制度について

子育てをめぐる全国的な現状・課題に対応するため、平成24年8月に成立した子ども・子育て関連3法に基づき、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」や「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」、「地域の子ども・子育て支援の充実」を計画的に進めるための新たな制度が平成27年4月に施行されました。

子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法に基づき、この子ども・子育て支援新制度を踏まえて策定するものです。

■ 子ども・子育て支援新制度のポイント

- ① 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）
- ② 認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）
- ③ 地域の実情に応じた子ども・子育て支援（地域子ども・子育て支援事業）の充実
- ④ 市町村が実施主体となる
- ⑤ 社会全体で費用を負担（消費税の引き上げにより充実に向けた予算を確保）
- ⑥ 政府の推進体制を整備
- ⑦ 子ども・子育て会議の設置
- ⑧ 仕事・子育て両立支援事業（企業主導型保育事業等）の創設（平成28年より国が実施）

※国の制度説明資料（「子ども・子育て支援新制度について（平成30年5月）」、「子ども・子育て支援新制度なるほどBOOK（平成28年4月改訂版）」）等を参照

■ 子ども・子育て支援新制度の事業・給付体系

市町村主体で行う事業		国主体で行う事業
<p>認定こども園・幼稚園・保育所等、共通の財政支援</p> <p>施設型給付</p> <p>認定こども園 幼稚園と保育所の機能や特徴をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設</p> <p>幼稚園 小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校</p> <p>保育所 就労などのため家庭で保育できない保護者に代わって保育する施設</p> <p>地域型保育給付</p> <p>小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育 少人数で、0～2歳の子どもを保育する事業</p>	<p>地域の実情に応じた子育て支援</p> <p>地域子ども・子育て支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者支援事業 ・地域子育て支援拠点事業 ・一時預かり事業 ・乳児家庭全戸訪問事業 ・養育支援訪問事業 ・子育て短期支援事業 ・子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） ・延長保育事業 ・病児保育事業 ・放課後児童クラブ ・妊婦健康診査 ・実費徴収に係る補給付を行う事業 ・多様な事業者の参入促進・能力活用事業 	<p>仕事と子育ての両立支援</p> <p>仕事・子育て両立支援事業</p> <p>～平成28年度創設～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業主導型保育事業 従業員の多様な就労形態に対応できる保育施設の設置・運営の費用を助成する ・企業主導型ベビーシッター利用者支援事業 残業や夜勤等でベビーシッターを利用した際に費用の補助を受けることができる

(3) 第2期計画の策定にあたって踏まえるべき政策動向

前回計画の後継となる本計画においては、近年の政策動向を踏まえた内容を反映することとされています。主な政策動向としては、以下のような内容があります。

① 幼児教育・保育の無償化

平成29年の「働き方改革実行計画」や「経済財政運営と改革の基本方針について2017（骨太の方針2017）」において実施が提言されており、その後、平成30年の内閣府「子ども・子育て会議」において、幼児教育・保育の無償化制度の具体化に向けた方針の概要が示され、令和元年10月より、教育・保育施設の利用料が無償化されました。

② 子育て安心プラン等を踏まえた動き

待機児童の解消に向けた保育の受け皿拡大を図るため、「待機児童解消加速化プラン」（平成25年4月）の次期計画となる「子育て安心プラン」が平成29年6月に策定され、女性就業率80%に対応できる32万人分の保育の受け皿整備を令和2年度末までに実施することとされました。

また、子育て安心プラン等による待機児童の解消や保育の受け皿整備に向けて、子ども・子育て支援法に基づく基本指針（平成30年3月30日告示・4月1日施行）の改正が行われました。

③ 企業主導型保育事業

待機児童の解消を目指す国の「待機児童解消加速化プラン」では、現在50万人分の待機児童の受け皿の整備が求められており、その内5万人分を、企業主導型保育の設置によって対応することとしています。

企業主導型保育事業は従来の事業所内保育と異なり、市町村の認可が不要であり、企業における従業員の利用枠以外に、地域住民の受け入れが可能な「地域枠」の設定については自由（任意）で、地域枠は最大で定員の5割まで設定が可能となっています。

④ 放課後児童クラブの受け入れ拡大

近年、女性の就業率の上昇や働き手の確保の必要性の向上等を受けて増加する放課後児童クラブの待機児童に対応し、さらなる受け皿拡大や育成支援の内容の質の向上を進めていくこととなっています。

放課後子供教室と放課後児童クラブの一体型の教室を全国で1万箇所以上設置すること、新規開設する教室については、80%以上は小学校内の余裕教室を活用することが求められています。

⑤ 平成28年の児童福祉法改正による社会的養育に関する抜本的な改正

すべての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策のさらなる強化等を図るため、児童福祉法の理念を明確化するとともに、子育て世代包括支援センターの全国展開、市町村及び児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等の所要の措置を講じることとなりました。

⑥ 基本指針の改正

1. 幼児教育アドバイザーの配置・確保及び幼児教育センターの体制整備

幼児教育・保育の質の向上に資するよう、市町村は、教育・保育に関する専門性を有する指導主事・幼児教育アドバイザーの配置・確保等、都道府県は、幼稚園に関する事務に従事する指導主事の教育・保育に関する専門性の確保、幼児教育アドバイザーの確保及び幼児教育センターの体制整備に努めること。

2. 幼稚園の利用希望及び保育を必要とする者の預かり保育の利用希望への対応

保護者の選択を保障する観点から、幼稚園の利用希望及び保育を必要とする者の預かり保育の利用希望に対応できるよう、市町村等は、適切に量を見込み、確保の内容について公立幼稚園の入園対象年齢の引下げ等も含め検討すること。

3. 外国につながる幼児への支援・配慮

国際化の進展に伴い、教育・保育施設等において、海外から帰国した幼児や外国人幼児、両親が国際結婚の幼児などの外国につながる幼児の増加が見込まれることを踏まえ、当該幼児が円滑な教育・保育等の利用ができるよう、市町村等は、保護者及び教育・保育施設等に対し必要な支援を行うこと。また、事業者等は、運営等に当たり円滑な受入れに資するような配慮を行うことが望ましいこと。

2 計画の概要

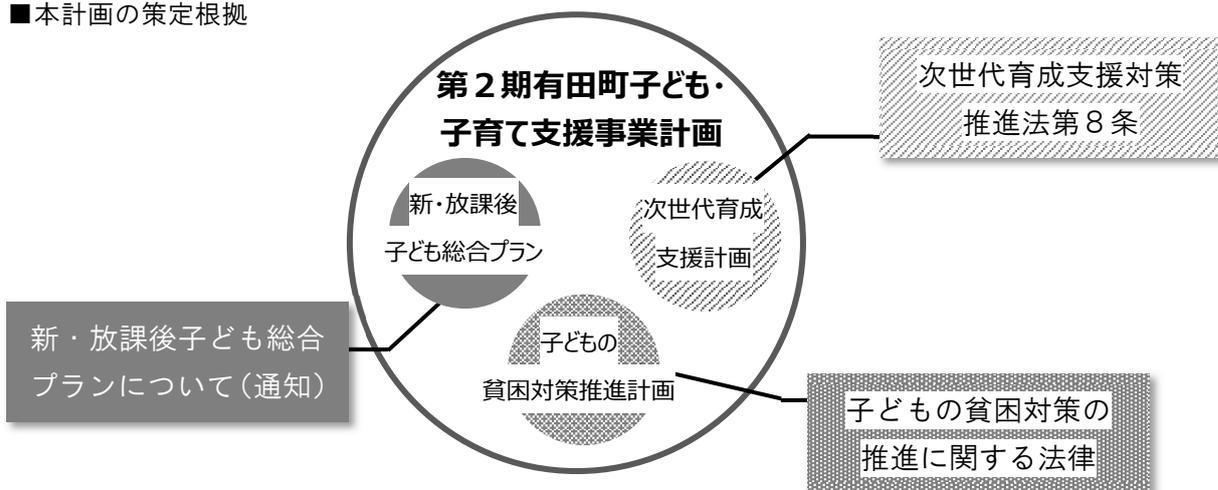
(1) 計画の位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に基づく市町村行動計画で、子ども・子育て支援にかかる総合的な計画として策定するものです。

また、教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の量を確保する上で必要な施策を展開していくため、本計画では次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第4条および国が策定した「子どもの貧困対策に関する大綱」を内包し、次世代育成支援計画及び子どもの貧困対策推進計画としても策定します。

加えて、平成30年9月には、文部科学省より「新・放課後子ども総合プラン」についての通知が出されており、この中で、市町村においても求められる役割があるため、本計画の中で定めていきます。

■本計画の策定根拠



(2) 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5か年とします。

年度	平成27年度～平成31年度 2015～2019	令和2年度 2020	令和3年度 2021	令和4年度 2022	令和5年度 2023	令和6年度 2024	令和7年度 2025
	第1期	第2期有田町子ども・子育て支援事業計画					
						評価・次期計画策定	次期計画

3 有田町の子ども・子育てを取り巻く状況

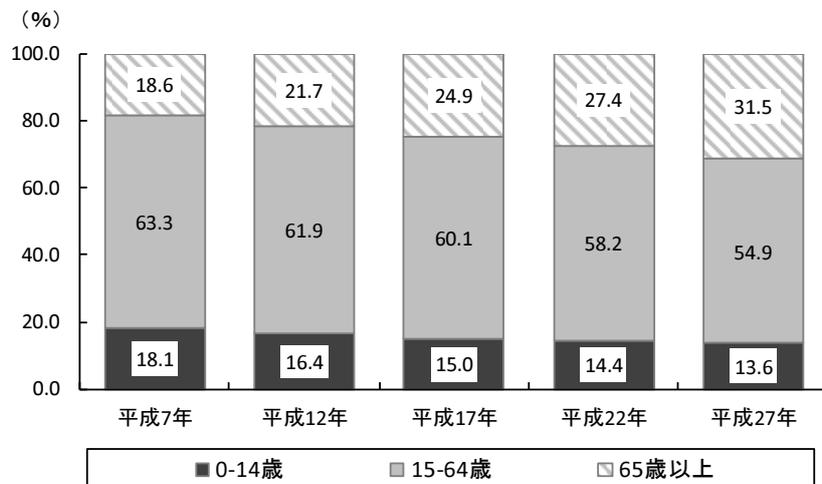
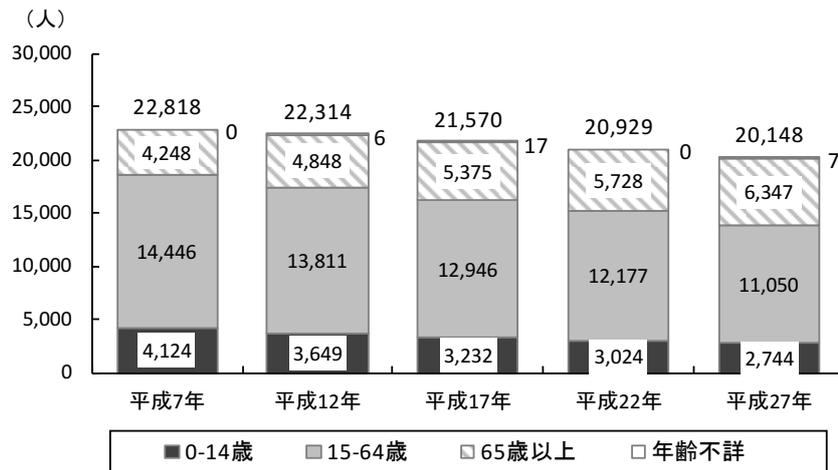
(1) 人口・世帯数等の動向

① 総人口・世帯数の推移

●人口減少社会において、本町の人口においても少子高齢化の影響がみられます。年少人口比率は平成7年の18.1%から平成27年には、13.6%まで減少しています。

●国立社会保障・人口問題研究所による令和27年までの推計をみると、25年後の年少人口は現在の6割程度にまで減少するものと予想されますが、今後ますます女性の社会進出や就労形態の多様化が進んでいくことから、よりきめ細やかなニーズ対応が求められます。

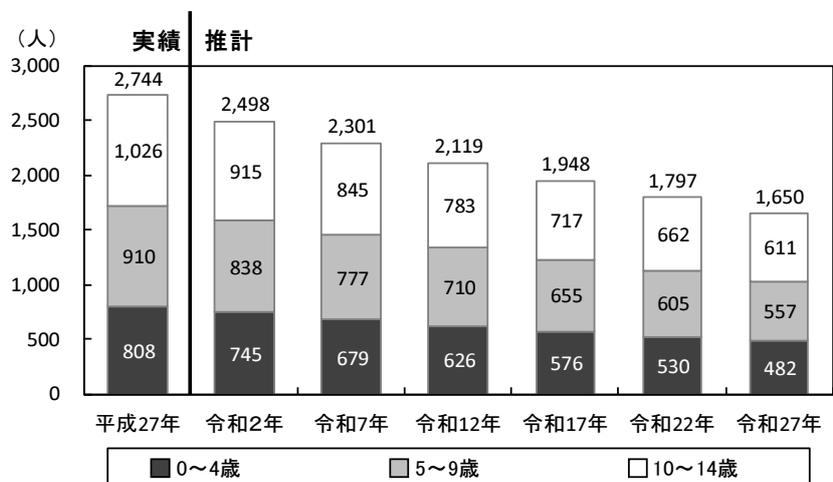
■ 総人口・年齢区分別人口の推移



※割合については年齢不詳を除いた数値で算出

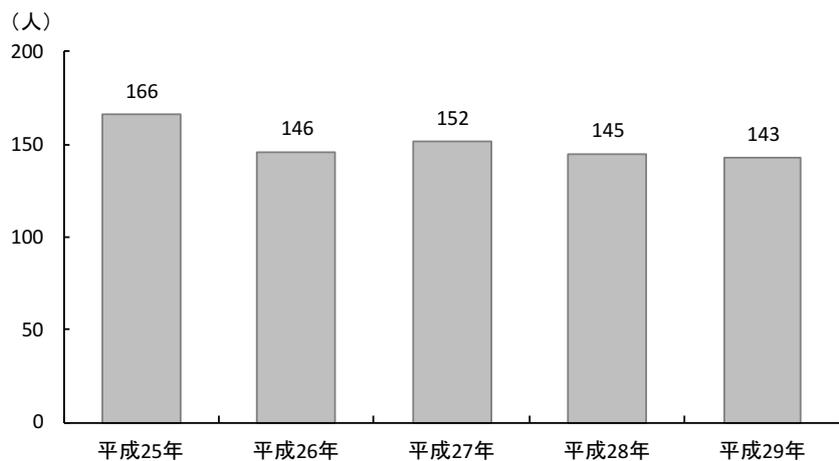
資料：国勢調査

■年少人口の推移



資料：国立社会保障・人口問題研究所

■出生数の推移



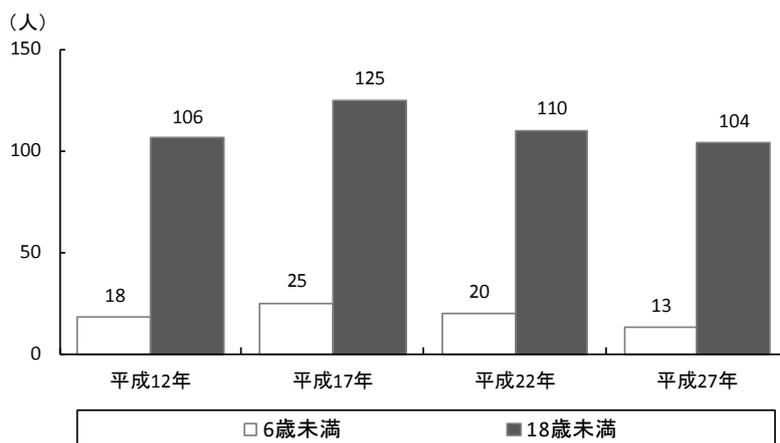
資料：県人口動態総覧



②子育て世帯の推移

●18歳未満の子どものいるひとり親世帯については、若干の減少傾向があるものの、様々な生活支援の充実が必要です。

■18歳未満・6歳未満の子どものいるひとり親世帯の推移

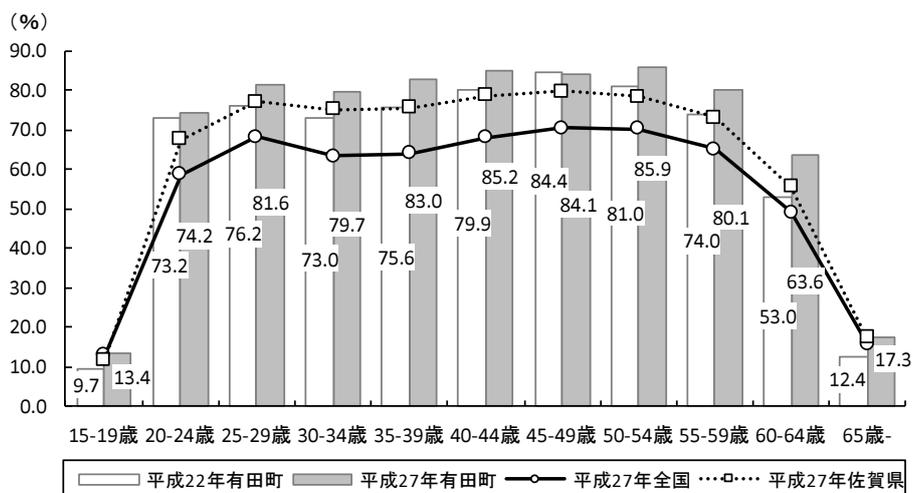


資料：国勢調査

③女性の就労状況

●女性の年齢別就業率の推移は、佐賀県・全国と比較しても高い就業率にあります。また、子育て世代でもある25歳から39歳の間においても就業率の低下がさほど見られないことから子育てをしながら働く女性が増えている背景がうかがえます。働く女性の様々なニーズに対応していく必要があります。

■女性の就業率の推移



資料：国勢調査

(2) 教育・保育施設の状況

①保育所

■保育所の状況

各年度 10月1日現在

区分	保育所 (か所)	定員数 (人)	年齢別児童数(人)			合計 (人)
			～2歳児	3歳児	4歳児～	
平成26年度	9	705	276	97	253	626
平成27年度	9	880	282	139	231	652
平成28年度	8	820	290	111	245	646
平成29年度	8	820	294	128	259	681
平成30年度	8	825	283	120	236	639

(注) 児童数は区域外保育所への入所者を含む。※平成26年度は幼稚園を含まない。

■開所時間

公立	くわこぼ保育園 おおやま保育園 (7時～19時)	私立	あかさかルンビニー園 ルンビニー幼稚園 平安こども園 同朋保育園 同朋天神保育園 同朋広瀬保育園 (7時～19時)
----	--------------------------------	----	-----------------------------------------------------------------------------



■保育所のサービス

区 分	概 要	実施状況
延長保育	保護者の就労形態の多様化等に伴う延長保育の需要に対応するため、通常の保育所開所時間を延長して行う保育	延長保育 (7時～7時30分、 18時30分～19時) 町内全保育所で 実施
一時預かり保育	日常生活上の突発的な事情または育児疲れ等に伴う、一時的な保育需要に対応するための保育	町内全保育所で 実施
障がい児保育	集団保育が可能な「保育に欠ける」障がい児を、健常児との集団保育が適切に実施できる人数の範囲内で受け入れて行う保育	町内全保育所で 実施
休日保育	日曜日や祝祭日等に保護者の勤務等により、保育に欠ける児童に対して行う保育	同朋天神保育園 で実施

■認可外保育所の状況

各年度 10月1日現在

施設名	定員数	平成 29 年度	平成 30 年度
キッズハーモニー	15 人	11 人	12 人

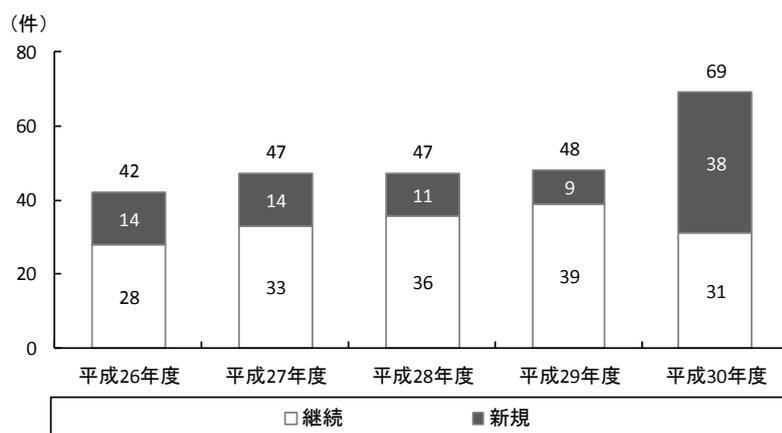
②幼稚園

幼稚園はありません。



(3) 社会的な支援が必要な子どもや子育て家庭の状況

■ 要保護児童の登録件数（要保護児童対策地域協議会に登録されている要保護児童数）



資料：有田町

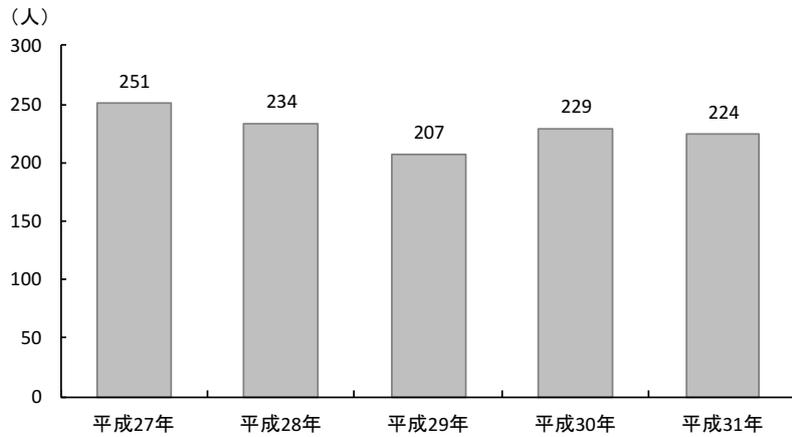
■ 障がいのある子どもの状況（障害児通所給付費支給決定者数）

	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
児童発達支援	16人	13人	15人	15人	17人
放課後等デイサービス	13人	14人	19人	26人	29人
居宅訪問児童型発達支援	0人	0人	0人	0人	1人
保育所等訪問支援	0人	0人	0人	0人	1人
合計	29人	27人	34人	41人	48人

資料：有田町



■ 児童扶養手当の受給資格者数



資料：有田町（各年3月31日現在）

■ 生活保護受給世帯に属する18歳未満人口

各年4月1日現在

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
人数	20人	11人	12人	17人	17人

資料：伊万里保健福祉事務所

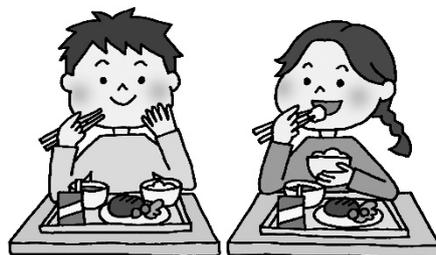
■ 小学生の不登校の状況

各年5月1日現在

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
在籍数	1,154人	1,127人	1,118人	1,073人	1,120人
不登校者数	0人	2人	1人	5人	0人

（注）不登校とは年間30日以上を欠席している状態を指している。

資料：有田町学校教育課



4 子ども・子育て支援事業と次世代育成支援行動計画 における評価

子ども・子育て支援新制度では、市町村が地域の実情に応じて、以下の13事業を実施することになっています。以下のうち、◎印の事業は、第一期計画期間中に実施しているものです。

次世代育成支援行動計画については、前期計画に引き続き地域行動計画の分析、評価を行っています。

- 1.利用者支援事業
- 2.地域子育て支援拠点事業
- ◎3.妊婦健康診査
- ◎4.乳児家庭全戸訪問事業（赤ちゃん訪問事業）
- ◎5.養育支援訪問事業、その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業
- 6.子育て短期支援事業
- 7.ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）
- ◎8.一時預かり事業
- ◎9.延長保育事業
- ◎10.病児・病後児保育事業
- ◎11.放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）
- ◎12.実費徴収に係る補足給付を行う事業
- 13.多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業



子ども・子育て支援事業の評価

※事業計画については、中間年度（平成 29 年度）に見直しを行っています。表中（ ）は見直し前の数値
※単位の（人日）は延べ人数

(1) 教育・保育事業

■特定教育施設【1号認定(幼稚園)】、保育事業【2号認定(①教育希望)】 (人)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画値	量の見込み	92	153 (91)	157 (92)	135 (86)	132 (84)
	確保の内容	103	157 (123)	157 (123)	172 (123)	175 (123)
実績値		162	153	157	135	132

■保育事業【2号認定(②保育必要)】 (人)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画値	量の見込み	445	386 (442)	384 (448)	375 (413)	365 (400)
	確保の内容	458	382 (438)	382 (442)	369 (440)	347 (440)
実績値		377	386	384	375	365

■保育事業【3号認定(0歳児)】 (人)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画値	量の見込み	105	70 (101)	75 (98)	70 (95)	50 (92)
	確保の内容	83	66 (83)	66 (101)	68 (101)	68 (101)
実績値		70	70	75	70	70

■保育事業【3号認定(1・2歳児)】 (人)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画値	量の見込み	270	240 (262)	253 (251)	227 (241)	215 (233)
	確保の内容	261	230 (261)	230 (261)	231 (266)	240 (266)
実績値		241	240	253	227	215

教育・保育事業については、量の見込みに対する供給量の確保はできています。今後の社会情勢の変化に対応できるよう引き続き検討していく必要があります。

(2) 地域子ども・子育て支援事業

■ 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター） (人日)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画値	量の見込み	663	648	625	602	581
	確保の内容	0	0 (648)	0 (625)	0 (602)	200(581)
実績値		0	0	0	0	-

子育て支援センターについては、これまで実施施設がありませんでしたが、ニーズに対応し、令和元年度より支援拠点施設の整備を行い、令和2年度から実施します。

■ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター） 実施なし

■ 1 一時預かり事業（幼稚園の預かり保育）1号認定 (人日)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画値	量の見込み	8,160	7,989 (8,160)	7,300 (8,160)	7,300 (8,160)	7,300 (8,160)
	確保の内容	8,160	7,989 (8,160)	7,300 (8,160)	7,300 (8,160)	7,300 (8,160)
実績値		8,878	7,989	7,761	7,500	-

■ 2 一時預かり事業（幼稚園の預かり保育）2号認定で幼稚園希望 (人日)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画値	量の見込み	6,965	0 (6,864)	0 (6,965)	0 (6,456)	0 (6,316)
	確保の内容	6,965	0 (6,864)	0 (6,965)	0 (6,456)	0 (6,316)
実績値		0	0	0	0	-

令和元年10月からの教育・保育の無償化により、幼稚園の預かり保育は施設等利用給付で実施しています。

■ 3 一時預かり事業(幼稚園の預かり保育以外) (人日)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画値	量の見込み	691	1,615 (678)	1,400 (665)	1,400 (632)	1,400 (613)
	確保の内容	1,329	1,615 (1,329)	1,400 (1,329)	1,400 (1,329)	1,400 (1,329)
実績値		1,610	1,615	1,331	1,223	-

一時預かり事業については、町内全園で実施しています。満1歳での入園が増加していることから利用者は減少傾向にあります。

■ 時間外保育事業(延長保育) (人日)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画値	量の見込み	267	9,962 (262)	9,000 (260)	9,000 (245)	9,000 (238)
	確保の内容	326	9,962 (320)	9,000 (317)	9,000 (299)	9,000 (291)
実績値		231	9,962	8,626	6,000	-

※平成28年度より、延べ人数での見込みに変更

延長保育については、町内全園で実施しています。共働き世帯の需要に対応するため継続して実施する必要があります。

■ 病児・病後児保育事業 (人日)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画値	量の見込み	50	5 (50)	10 (50)	10 (50)	10 (50)
	確保の内容	50	5 (50)	10 (50)	10 (50)	10 (50)
実績値		0	0	2	7	-

平成28年度末に町内私立保育園1園に病後児保育室を整備し、平成29年度から運営を行っています。また、平成25年度から嬉野市と、平成30年度から武雄市と協定を締結し、町内児童の受入を行っています。

■放課後子ども総合プラン

【1】放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

低学年 (人)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画値	量の見込み	262	249 (258)	243 (250)	260	254
	確保の内容	262	258	250	258	254
実績値		265	249	243	260	-

高学年 (人)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画値	量の見込み	117	27 (116)	37 (111)	115	113
	確保の内容	58	62	70	62	113
実績値		22	27	37	35	-

低学年については量の見込みに対する確保は出来ていますが、高学年については受け皿の確保が十分ではなく待機児童が発生しています。平成30年度より、空き店舗を活用した民間の放課後児童クラブに対し、運営費等の補助を行っていますが、待機児童の解決までは至っていません。

【2】放課後子ども教室事業

【3】一体型、又は連携型による放課後児童クラブ及び放課後子ども教室 (人)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
実績値		498	470	433	884	-
実施	有田中学校区	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所	3ヶ所	3ヶ所
	西有田中学校区	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所	3ヶ所	3ヶ所

有田中学校区、西有田中学校区にてそれぞれ1ヶ所ずつで実施を行っていましたが、平成30年11月より各小学校区にて一体型の教室を開設することができ、計6ヶ所での実施を行っています。

■ 妊婦健康診査

(人回)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画値	量の見込み	2,184	1,669 (2,100)	1,680 (2,030)	1,680 (1,960)	1,680 (1,890)
	確保の内容	2,184	1,669 (2,100)	1,680 (2,030)	1,680 (1,960)	1,680 (1,890)
実績値		1,761	1,669	1,703	1,298	-

妊婦健康診査においては、未受診者はいない状況ですが、対象者は減少傾向にあります。

■ 赤ちゃん訪問事業

(人)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画値	量の見込み	156	131 (150)	145	140	135
	確保の内容	156	131 (150)	145	140	135
実績値		147	131	145	108	-

出生数の減少により実績値は減少していますが、生後1ヶ月から2ヶ月と早い時期の訪問により、質の高い事業を実施しています。

■ 養育支援訪問事業

(人)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画値	量の見込み	79	48 (78)	50 (77)	50 (75)	50 (74)
	確保の内容	79	48 (78)	50 (77)	50 (75)	50 (74)
実績値		64	48	43	56	-

年度によって利用者の増減はあるものの、一定の利用実績があります。妊婦健診、赤ちゃん訪問、要対協とも連携を図り多方面からの支援を行っています。

■子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

実施なし

■利用者支援事業

令和元年度から有田町福祉保健センター内に子育て世代包括支援センターを開設し、母子保健型事業を実施しています。

健康福祉課と子育て支援課等の連携を行いながら実施しています。

■実費徴収に係る補足給付を行う事業

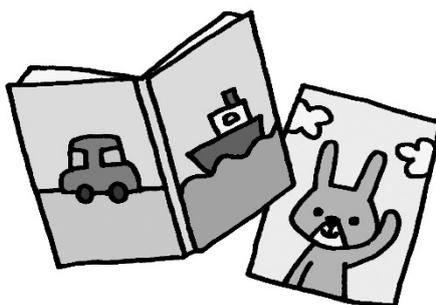
（人日）

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画値	量の見込み	-	5 (0)	5 (0)	5 (0)	5 (0)
	確保の内容	-	5 (0)	5 (0)	5 (0)	5 (0)
実績値		3	4	2	5	-

平成27年度から実施を行っており、低所得世帯への支援を行っています。

■多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

実施なし



次世代育成支援行動計画の現状と今後の課題

第1章 地域における子育て支援

第1節 情報提供・相談体制の充実

- ▶ 子育て・母子保健情報について、健康カレンダー、広報での情報提供や福祉保健センター内の掲示物での啓発を実施しており、令和元年度より母子手帳アプリを導入した。
- ▶ 町内の各認定こども園・保育園の案内のしおりを作成し、一時預かり事業や病児保育事業などの内容をHPに掲載。母子手帳アプリにもリンクを貼るなどして周知を図っている。
- ▶ 子育てに関する施策を一元化し、子育てやサービスに関する情報等を広く提供できるように平成30年10月に子育て支援課を新設した。
- ▶ 女性総合相談窓口相談員を配置。DV や子育て、仕事、家庭の悩み等のさまざまな相談を受け付け、関係機関と連携して対応を行っている。
- ▶ 地域活動による相談体制として、母子保健推進員を委嘱している。
- ▶ 毎年、就学時健診時に新1年生の保護者を対象に子育て講演会を実施。平成30年度は、PTAを対象に講演会を実施している。

【今後の課題】引き続き広報、HP、母子手帳アプリ等へ各種情報を掲載し周知を図っていく必要がある。また、今後も相談員・保健師を中心に関係機関と連携し相談体制の強化を図る必要がある。

第2節 保育サービスの充実

- ▶ 育児休暇復帰での年度途中の入所申込が年々増加しており、年度後半は利用希望に添えないケースが増えている。引き続きの保育士確保対策が必要である。
- ▶ 延長保育・一時預かり事業について、町内の保育園・認定こども園の全園で実施している。
- ▶ 休日保育事業について、私立園1園において実施中。年数回程度の利用希望がある。GWの陶器市従事の保護者については、私立各園が自主事業で預かり保育を実施している。
- ▶ 病児・病後児保育事業について、町内私立認定こども園1園が在園児を対象に実施。また、近隣市の病児保育施設2園と協定を結び、利用者は年々増加傾向にある。
- ▶ 保育士の資質向上を目指し、佐賀県や各団体で実施しているキャリアアップ研修等への参加を促進している。
- ▶ 保育施設・設備の充実については、利用児童の減少と園舎の老朽化に伴い、町立しらかわ保育園が休園中。国の交付金を活用し、各園の改築や防犯カメラの設置、門扉・フェンスの改修などを行い、防犯対策の強化を図っている。また、ふるさと応援基金を活用し、保育緊急環境整備事業を推進しており、私立園の遊具や衛生環境に対し補助を実施している。

【今後の課題】各種保育サービスを実施していくためには、継続して保育士の確保及び資質向上に取り組む必要がある。

▶放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）について、平成 27 年度より受入対象児童を小学 6 年生までに拡大したことに伴い、より多くの利用希望者の受入れを行う為、対象小学校の増築工事を完了。また、民間の児童クラブに対して運営費等の補助を実施。利用のニーズは年々高まっており、毎年待機児童が数名程度発生している。

【放課後児童クラブの状況】 (人)

施設名	定員数	対象児童	実施時間	施設概要
有田小学校 よいこの教室	43	小学校 全学年児童 (1年生～6年生)	平日 14 時～18 時 土曜日・長期休暇 間8時～18 時 (最長 18 時 30 分)	有田小学校内余裕教室 (木造2階建2階部分)
有田中部小学校 なかよしクラブ A	70			有田中部小学校敷地内 専用施設(木造1階建)
有田中部小学校 なかよしクラブ B	26			有田中部小学校敷地内 専用施設(プレハブ)
曲川小学校 よいこの教室 A	70			曲川小学校敷地内専用 施設(プレハブ)
曲川小学校 よいこの教室 B	26			曲川小学校敷地内専用 施設(プレハブ)
大山小学校 よいこの教室 A	40			大山小学校内余裕教室 (鉄筋コンクリート2階建1 階部分)
大山小学校 よいこの教室 B	45			大山小学校内余裕教室 (鉄筋コンクリート2階建1 階部分)
同朋の輪	45			平日 14 時～19 時 土曜日・長期休暇 期間7時 30 分～ 19 時
計	365			

※障がい児についてはクラブの一部受け入れ

【放課後児童クラブの登録者数】 (人)

放課後児童クラブ	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
有田小学校よいこの教室	35	34	31	27	24
有田中部小学校なかよしクラブ	88	88	89	93	94
曲川小学校よいこの教室	68	92	90	90	83
大山小学校よいこの教室	69	73	66	71	72
同朋の輪	—	—	—	—	22
計	260	287	276	281	295

【今後の課題】有田町小学校校舎の建替えに伴い、放課後児童クラブの教室も解体されたため、新たに専用施設の確保が必要である。また、待機児童への対策が必要である。

第3節 子育て支援のネットワークづくり

- ▶ 子育てサークル活動の支援として、母子保健推進員が母親同士の交流をサポート。また、社会福祉協議会の定例イベントでも交流を実施。さらに、赤ちゃん訪問時には、有田町子育てサークルの情報提供を実施している。
 - ▶ 令和2年度開設予定の多世代交流センターにおいて、子育て支援事業を実施するにあたり、子育てボランティア育成講座等を開催しており、引き続き実施予定である。
 - ▶ 町内各園において、地域に応じた世代間交流事業を実施している。
- 【今後の課題】 各種団体の実施事業の継続と、子育て支援センターでの取り組みが必要である。

第4節 仕事と子育ての両立支援

- ▶ 男女共同参画に関する講演会やセミナー、ポスターや川柳コンクールの展示による啓発などを実施している。特に、男性の参加と気運の醸成が課題である。
 - ▶ 事業主への啓発について、町内の団体などへの出前講座を実施。事業主を含めた企業への啓発が今後の課題である。
 - ▶ 男女平等教育の推進について、日頃の授業や学校生活において、男子・女子の区分を無くした教育・指導を実施している。
 - ▶ 父親の子育て協力の推進について、「子育て講座」を実施しているが、内容やチラシのイメージから男性が参加しにくいものとなっていると考えられる。
- 【今後の課題】 継続して事業所・企業への啓発と、子育て支援施策の働きかけを行う必要がある。

第5節 経済的負担の軽減

- ▶ 「子ども・子育て新支援制度」の実施に伴い、平成27年度から保育料の見直しを行い、町独自の保育料の軽減を実施している。また、国の幼児教育・保育の無償化に合わせ、低所得世帯とひとり親等世帯の保育料のさらなる軽減と年収360万未満相当世帯について多子世帯の第1子カウントの年齢上限撤廃、未婚の母のみなし寡婦控除の適用を実施している。令和元年度10月からは、幼児教育・保育の無償化に合わせ、3～5才児及び0～2才児の住民税非課税世帯の保育料を無償化している。
 - ▶ 各種手当に関する周知を図るため、町広報や県作成のパンフレット等への掲載のほか、住民窓口での受付の際に制度と手続きの案内を実施している。
- 【今後の課題】 幼児教育・保育の無償化の実施に伴い、子育て世帯と低所得世帯の負担軽減は図れており、今後も継続して実施していく必要がある。

第2章 母子の健康の確保・増進

第1節 子どもや母親の健康の確保

- ▶ 妊婦の健康づくりについて、平成30年度までは母子手帳交付と同時に母親学級を週に1回開催していたが、令和元年度からは母子手帳を個別交付へ変更した。
 - ▶ 妊婦健診の補助券は県内統一様式にて交付しており、平成29年度より妊婦の子宮頸がん検診に対する助成事業（町単独）も実施している。
 - ▶ 乳幼児健康診査、乳幼児相談、訪問指導の実施について、従来計画通りで実施している。
 - ▶ 不妊治療への助成について、佐賀県が指定する医療機関において行われた①体外受精②顕微授精の治療費について10万円を限度に助成している。
 - ▶ 定期予防接種について、平成31年度からは全て個別接種で実施している。そのため、受け忘れの無いよう訪問や健診等で接種勧奨に努める必要がある。
 - ▶ 事故防止の啓発、フッ素塗布・洗口、発達相談の充実について、計画通り実施している。
 - ▶ 母子保健推進員活動について、平成31年度は22名で活動している。推進員の活動歴の幅が広いため月1度の定例会の中で情報交換を密に行っている。
- 【今後の課題】個別対応で課題の早期発見と支援、未受診者や要経過観察者へのフォローを継続して行う必要がある。

第2節 小児保健医療の充実

- ▶ 子どもの医療費助成について、平成29年4月診療分より現物給付の対象者を中学3年生までに拡大した。
 - ▶ かかりつけ医確保の啓発について、乳児全戸訪問時に実施している。
 - ▶ 救急医療体制の整備について、伊万里有田共立病院の小児科医は現在2名となっており、子どもの急病時の受診タイミングを判断するための見極めシートを乳児全戸訪問時に配布している。
- 【今後の課題】今後も継続して医療費助成等を実施し、疾病の早期発見・治療を促進していく必要がある。

第3節 食育の推進

- ▶ 母子栄養指導は、妊産婦や乳幼児の身体状況や発達等に応じた個別指導を行っている。
 - ▶ 学童・思春期の栄養指導について、学校にて計画的な指導を行っている。
 - ▶ 親子料理教室・子どもクッキング等の開催について、栄養教諭、食生活改善推進員と連携して町内保育所・認定こども園、小学校、中学校において開催している。特に小学校では、地産地消の観点からも郷土料理の伝承も視野に入れた活動を行っている。
 - ▶ 食育の普及・啓発としては、食育強化月間や食生活改善普及月間に広報やポスター啓発などを行っている。
- 【今後の課題】引き続き食育の普及・啓発に努め、必要に応じて個別指導を行っていく必要がある。

第4節 思春期保健対策の充実

- ▶ 思春期教室の実施について、小学6年生から中学3年生の学年毎に専門家の講義を行っているが、中学2年生の講師選定が難しく、学校と子どもたちとの現状に差がある。
 - ▶ こころの健康づくりについて、県内一斉で「いじめに関する調査」が実施されている。ソーシャルワーカーが活動の中心となって、きめ細やかな対応を行っている。
- 【今後の課題】引き続き関係機関と連携を図り、きめ細やかな対応が必要である。

第3章 子どもの健全育成に向けた教育環境の整備

第1節 生きる力を育む教室の推進

- ▶ 毎年健康診断を実施しており、一人ひとりの健康状態を小学校入学時から中学校卒業まで時系列で把握している。また、毎年度体カテストを実施し、体力の向上に努めている。
 - ▶ 人権教育の授業は年間スケジュールに組み込まれている。平成30年度は有田町立有田小学校を対象に「人権の花」運動を実施し、人権の大切さを考える集会を行った。
 - ▶ 伝統文化体験の充実について、平成27年度から夏休みに小学校3～6年生を対象とした有田焼のろくろ、下絵付け、上絵付けの体験講座を行っている。
 - ▶ 思春期ふれあい体験事業は、平成25年度から中学の地域職場体験学習として実施し、保育所等で園児とふれ合い、命の大切さを知り、働く楽しみを体験する機会となっている。
 - ▶ 地域の教育力の向上について、地域毎に行う小学生対象の通学合宿事業は、平成27年度に1区で開催以降、地域役員の負担増や子どもの参加状況から実施が難しくなっている。
- 【今後の課題】地域や関係機関と連携を行い、実施していく必要がある。

第2節 子どもの健全育成

- ▶ 放課後子ども教室については、月に1回、有田中学校区と西有田中学校区に分かれて開催。また、平成30年11月より各小学校区にて毎週水曜日放課後子ども教室を開始している。
 - ▶ いじめや不登校等の相談体制は、校長・教頭・担任・養護教諭、スクールソーシャルワーカーが連絡を取り合い対応。スクールカウンセラーのカウンセリングも行っている。
 - ▶ 適応指導教室「ゆう」を設置して、不登校傾向の子どもたちの対応を行っている。指導員は1名で、学校に行けない子どもたちの対応を継続して行っている。
 - ▶ 少年非行の防止について、個々の問題により警察とも連携を図りながら非行防止の活動を行っている。民生委員や区長にも協力を仰ぐ事案もあり、迅速な対応を心掛けている。
- 【今後の課題】地域や関係機関と連携を行い、実施していく必要がある。

第3節 子どもを取り巻く健全な環境づくり

- ▶ 教育講演会の開催支援については、年に1回、いじめ防止の観点からの教育講演会を実施しており、今後も継続して行っていく。
- ▶ 健全育成環境の維持について、各学校 PTA 役員等で町内を巡回し地域環境点検を実施している。近年は、県でのネットパトロールからの情報があつた場合の対応も行なっている。
- ▶ 教育施設・設備の充実については、計画的に策定し順次実行している。

【今後の課題】社会情勢の変化により新たな課題への対応が必要とされているため、地域や関係機関との更なる連携が必要になっている。

第4章 子どもが安全に育つ安心のまちづくり

第1節 子育てを支援する生活環境の整備

- ▶ コミュニティバス及びデマンドタクシーの運行、松浦鉄道の維持・運営は継続。また、利用促進を図るため小学生を対象に無料乗車キャンペーンも継続実施している。
- ▶ 公園の除草及び樹木の剪定等は毎年実施。遊具は平成30年度から業者による定期点検を実施し、修繕、移設、危険度の高い遊具の撤去を行っている。
- ▶ 平成30年度にアバンセ、町生涯学習課、町公民館の3者共同で課題解決支援講座『遊びの楽校 in ありた』に取り組み、親と子どもと一緒に楽しむ「わくわく子ども横丁」（子ども向けの遊び体験のイベント）を地域の方たちと開催している。

【今後の課題】地域や関係機関と連携し、継続して安全な生活環境の整備が必要である。

第2節 子どもの安全確保

- ▶ 交通安全教室や、通学路での街頭指導、町内各種イベント時の交通整理を行う交通安全指導員の高齢化に伴う後継者の育成や担い手不足が懸念されている。
- ▶ 道路環境の整備については、交通安全施設整備の財源である交通安全対策特別交付金が年々減少しているため、要望箇所の取捨選択が必要となっている。
- ▶ 自主防犯ボランティア団体を中心に青パトで地域防犯パトロールを行っており、平成30年9月より、夕方の時報に合わせ、子どもたちの安心・安全な帰宅誘導と地域の方々の見守り意識の強化を目的に町内放送を行っている。
- ▶ 防犯体制の強化について、子どもの安全確保の取組のひとつである「子ども110番の家」は、2年に一度設置箇所の見直しを行っているが、設置箇所数はほとんど変わっていない。
- ▶ チャイルドシート等購入費補助制度については、広報に掲載し周知を図っている。チャイルドシート等の貸出の問い合わせについては、社会福祉協議会へつなぎ対応している。

【今後の課題】地域の協力を得ながら、継続して実施する必要がある。

第5章 きめ細やかな取り組みが必要な子どもへの支援

第1節 要保護児童対策の充実

- ▶ 広報に年4回、児童虐待（子どもの人権）についての特集を組み、掲載している。また、講演会の開催や啓発グッズの作成・配布を行い、虐待防止を呼びかけている。
- ▶ 要保護児童に関する相談を受け付け、関係機関と連携しながら対応し、子どもの権利擁護に取り組んでいる。また、平成30年12月に臨時の相談員を配置した。
- ▶ 要支援児童の把握については、要保護児童対策地域協議会代表者会議（年1回）、実務者会議（年3回）、個別ケース会議（随時）の実施により、児童虐待における体制づくりやケースの対応・方針を検討している。

【今後の課題】今後も関係機関との連携を密にしながら、対応していく必要がある。

第2節 ひとり親家庭の自立支援の充実

- ▶ 母子（父子）相談の充実について、児童扶養手当の現況届やひとり親家庭等医療費助成の更新手続きの際に面談し聞き取りを行い、随時電話や窓口でも相談に対応している。
- ▶ 経済的支援の強化として、広報やホームページ等で制度の周知を図っている。母子貸付制度は伊万里保健福祉事務所と、就労支援はひとり親家庭サポートセンターと連携している。
- ▶ 交流の促進として、児童扶養手当の現況届やひとり親家庭等医療費助成の更新届の際に、パンフレットを配布し、ひとり親家庭サポートセンターや相談窓口の案内を行っている。

【今後の課題】ひとり親家庭の増加に伴い、多様な相談への対応や支援が必要になっている。

第3節 障がい児施策の充実

- ▶ 健康福祉課にて子育て発達カウンセリング等の相談会を実施し、保健師による定期的な発達状況を確認し、学校教育課では就学前の個別相談を実施している。子育て支援課では障がいに関する相談を受け付け、対応している。
- ▶ 障がい児保育・教育の充実に向けて、幼保小連絡協議会は連携を図って効果をあげている。また、小中学校6校に特別支援学級を設置し、支援教育の充実を図っている。
- ▶ 特別支援学校で開催される「支援会議」に出席し、児童の状況把握や福祉制度の説明等を行っている。
- ▶ 経済的支援の充実について、平成30年10月より、業務の一部が子育て支援課の所管となったが、概ね従来計画通りで実施している。
- ▶ 在宅生活の支援について、広報等での周知を図るとともに、手帳の交付時や他の手続きで来庁があった際には、相談対応や説明を行っており、概ね従来計画通りで実施している。

【今後の課題】関係機関と連携しながら相談に対応し、各種手当やサービスの周知を図る。

5 ニーズ調査結果の概要

(1) 有田町子ども子育てに関するニーズ調査

① アンケート調査概要

本調査は、令和元年度に行う「第2次有田町子ども・子育て支援事業計画」の策定資料として、教育・保育・子育て支援のニーズや子育て支援サービスの利用状況、また、子育て世帯の生活実態、今後の要望・意見などを把握することを目的に実施しました。

■ 調査概要

項目	内容
調査地域	有田町全域
調査対象者	有田町在住の就学前児童の保護者、有田町在住の小学生児童の保護者
調査期間	平成31年1月21日(月)～平成31年1月28日(月)
調査方法	就学前児童調査▶幼稚園、保育所(園)及び郵送による配布、回収調査 小学生児童調査▶小学校による配布、回収調査
配布・回収	就学前児童保護者：740件(有効回収数387件)(回収率52.3%) 小学生児童保護者：513件(有効回収数439件)(回収率85.6%) 合計：1,253件(有効回収数826件)(回収率65.9%)

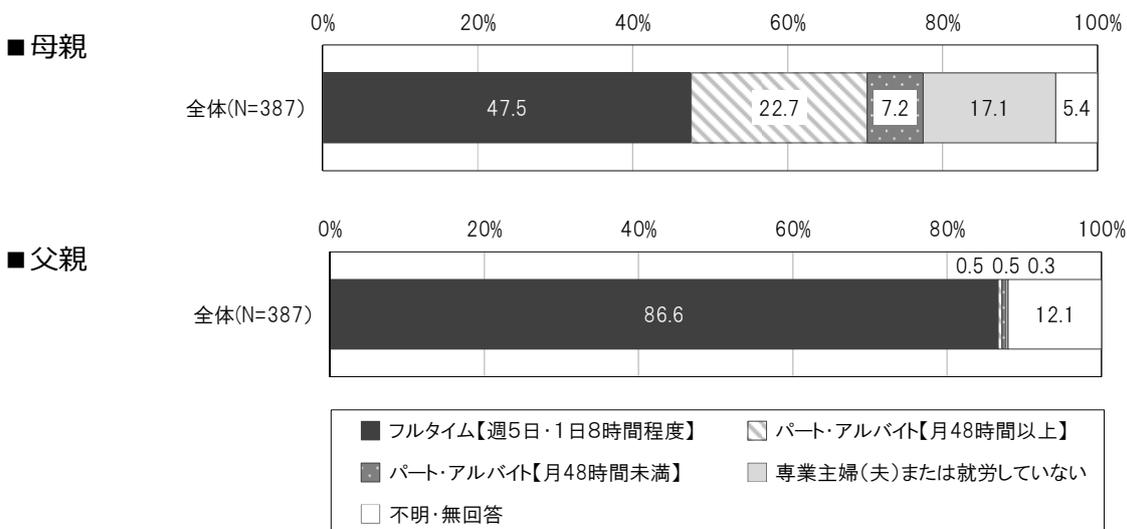


②調査結果（抜粋）

就学前児童保護者

▶母親・父親の就労状況

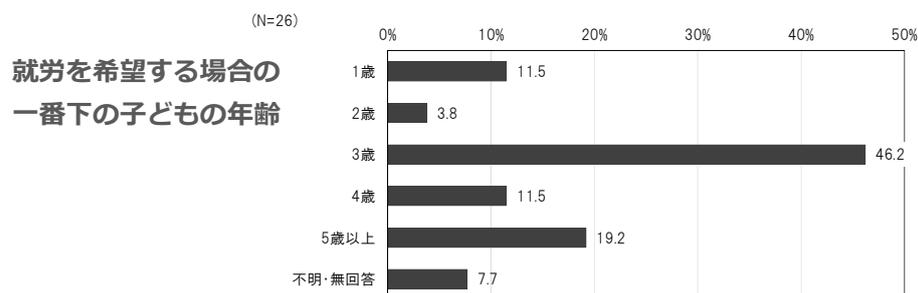
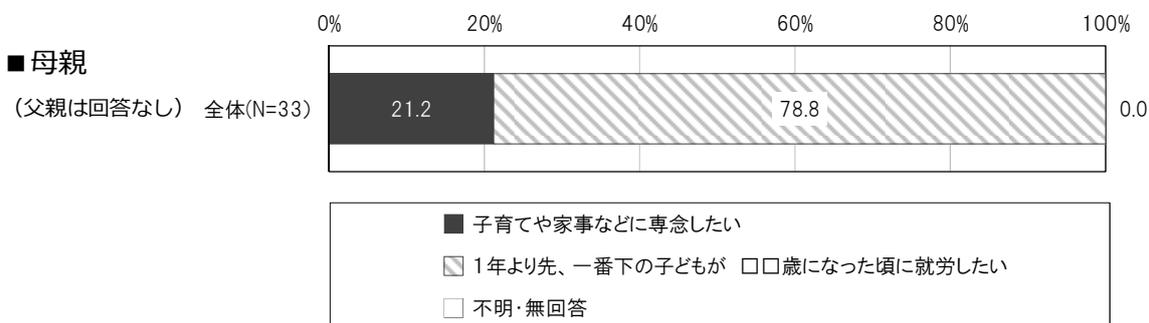
保護者の就労状況を見ると、母親では「フルタイム【週5日・1日8時間程度】」が47.5%と最も高く、次いで「パート・アルバイト【月48時間以上】」が22.7%となっています。父親では「フルタイム【週5日・1日8時間程度】」が86.6%と最も高く、およそ9割を占めています。



▶専業主婦（夫）または就労していない方の将来的な就労希望

将来的な就労希望を見ると、母親では「1年より先、一番下の子どもが□□歳になった頃に就労したい」が78.8%と最も高く、およそ8割を占めています。

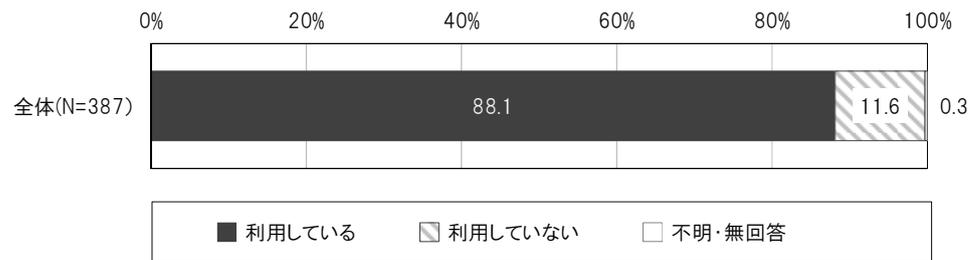
就労を希望する場合の末子の年齢をみると、「3歳」が46.2%と最も高く、過半数を占めています。



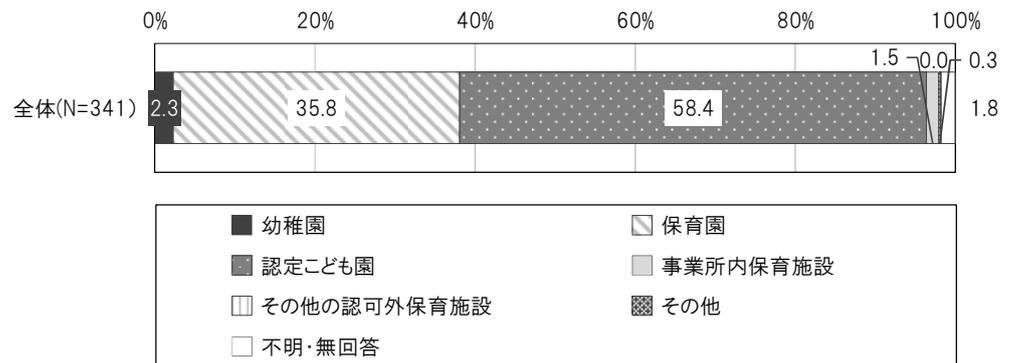
▶ 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況

定期的な教育・保育事業の利用状況をみると、「利用している」が88.1%、「利用していない」が11.6%となっています。また、利用している教育・保育事業をみると、「認定こども園」が58.4%と最も高く、次いで「保育園」が35.8%となっています。現在利用している・していないに関わらず利用したい事業も同じく「認定こども園」が62.8%と最も高くなっています。

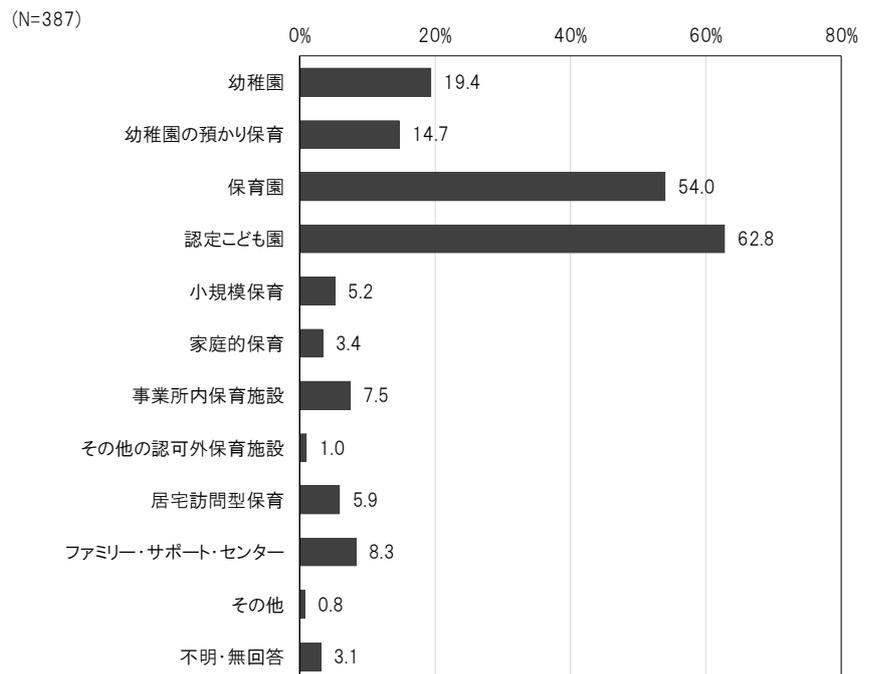
■ 定期的な教育・保育事業の利用状況



■ 利用している教育・保育事業



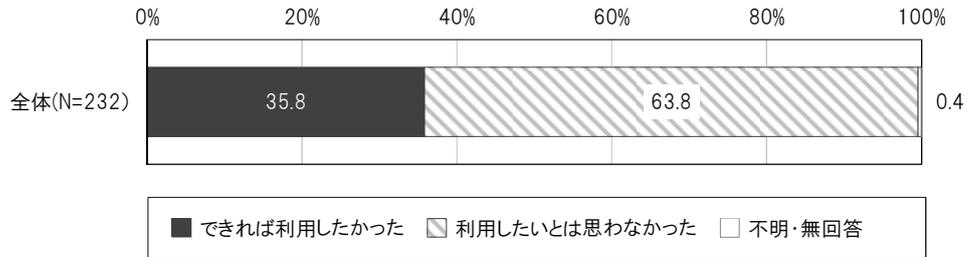
■ 現在利用している、していないに関わらず利用したい教育・保育事業



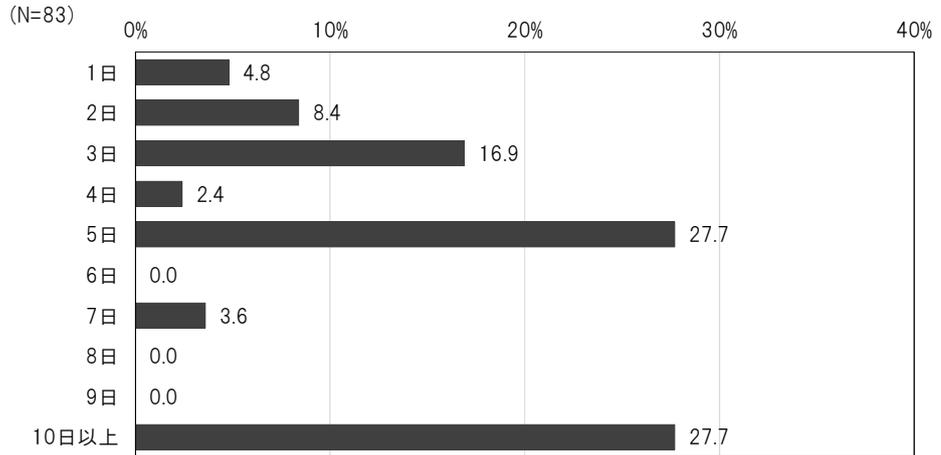
▶病児・病後児保育の利用状況

病児・病後児のための保育施設等の利用意向をみると、「できれば利用したかった」が35.8%となっています。年間利用希望日数をみると、「5日」「10日以上」が27.7%と最も高く、次いで「3日」が16.9%、「2日」が8.4%となっています。

■病児・病後児のための保育施設等の利用意向

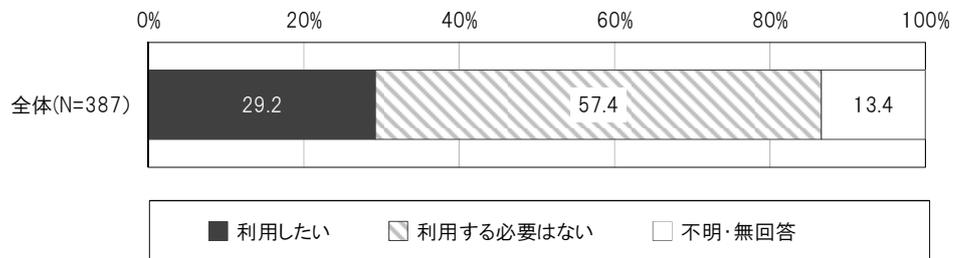


■年間利用したい日数



▶一時預かりの利用状況

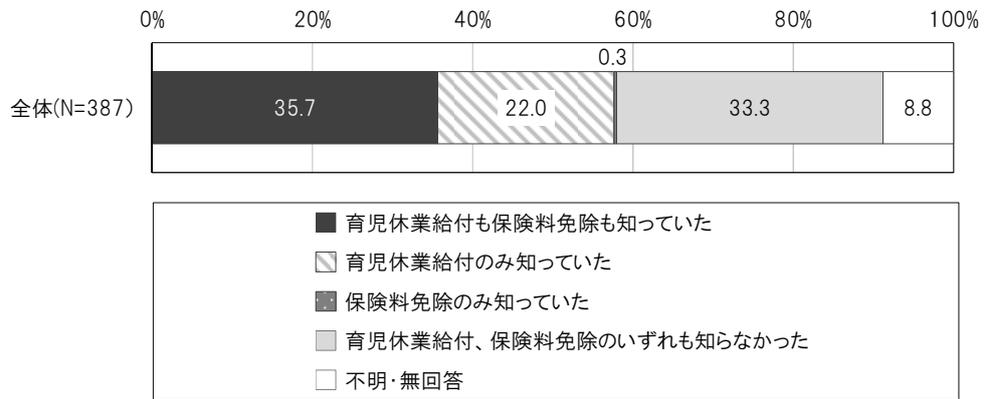
一時預かり等の1年間の利用意向をみると、「利用したい」が29.2%、「利用する必要はない」が57.4%となっています。



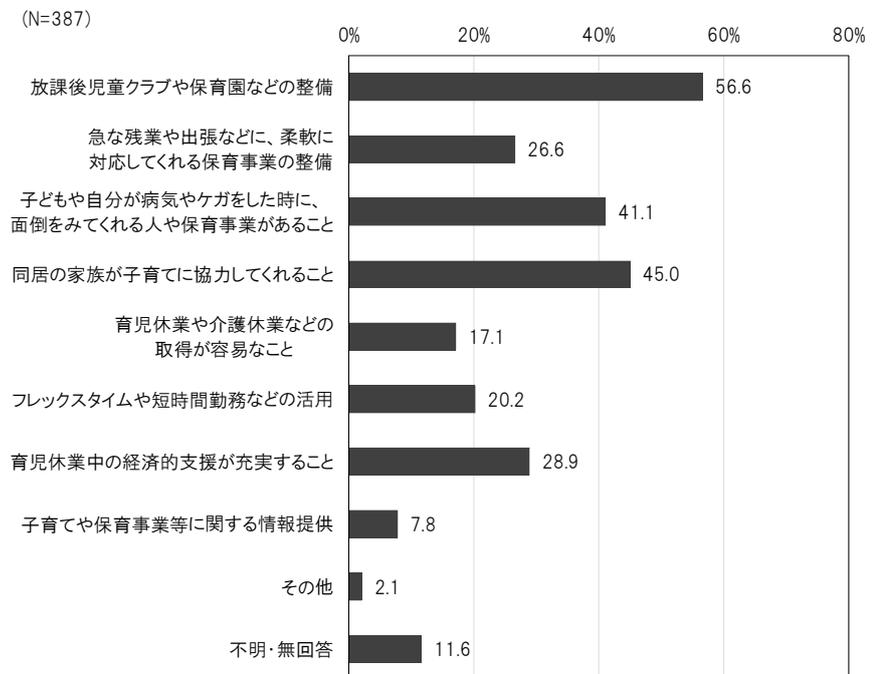
▶職場と子育ての両立について

仕事と子育ての両立支援のしくみを知っているかをみると、「育児休業給付も保険料免除も知っていた」が 35.7%と最も高くなっているものの、次いで「育児休業給付、保険料免除のいずれも知らなかった」が 33.3%と高くなっており、制度の幅広い周知が求められています。仕事と子育てを両立する上で必要だと思うことをみると、「放課後児童クラブや保育園などの整備」、「同居の家族が子育てに協力してくれること」などが上位にあがっています。

■子育て支援の認知状況



■仕事と子育てを両立する上で必要なこと

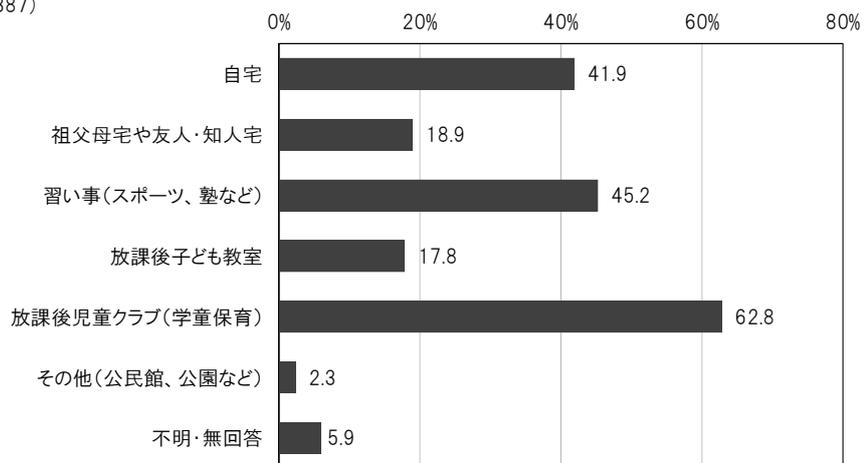


▶放課後児童クラブの利用意向

小学校1～3年生の間で希望する放課後の過ごし方をみると、「放課後児童クラブ(学童保育)」の利用希望は62.8%と最も高くなっており、小学校4～6年生の間では38.8%となっています。また、利用希望者のうち、長期の休み(春・夏・冬休み)における利用意向としては「小学校の間(1～6年生)は利用したい」が62.8%とおよそ6割を占めています。

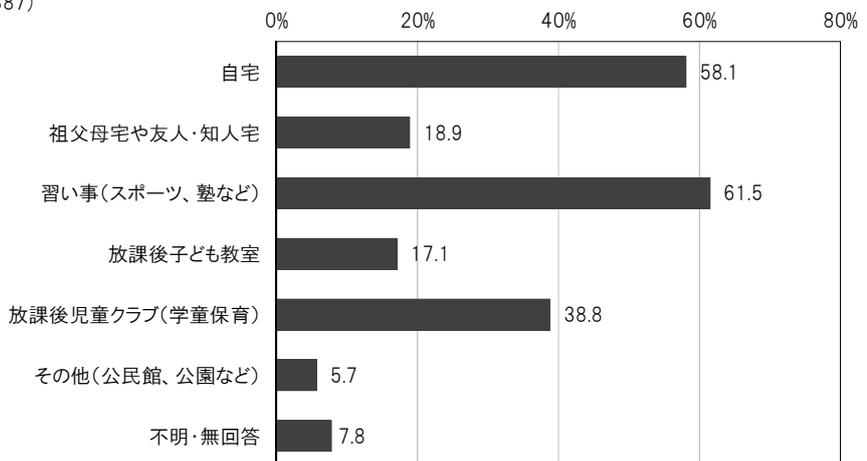
■低学年(1～3年)で放課後利用したい場所

(N=387)

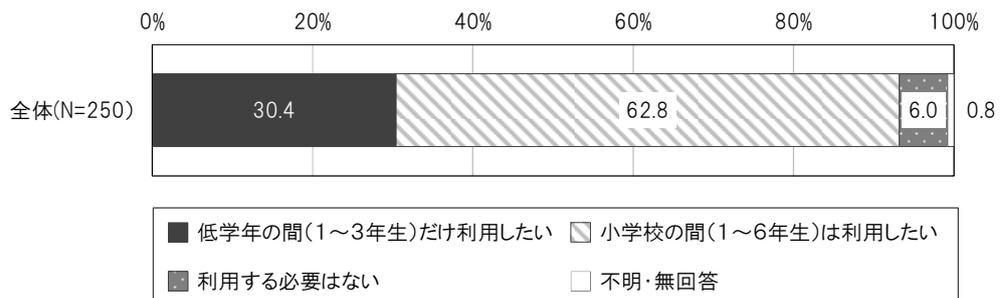


■高学年(4～6年)で放課後利用したい場所

(N=387)



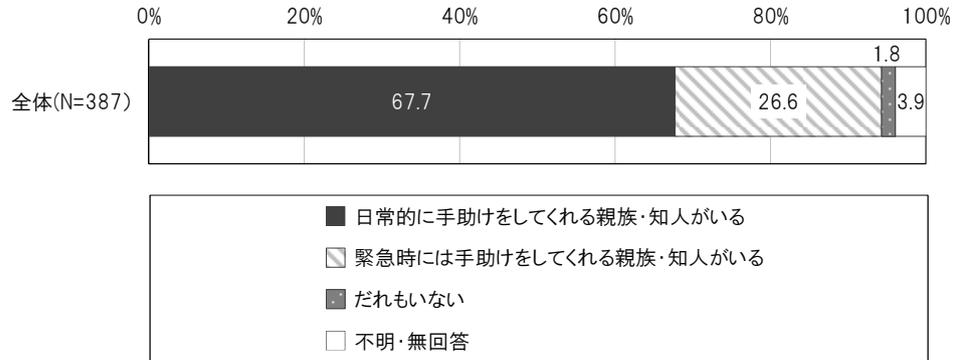
■長期の休み(春・夏・冬休み)における放課後児童クラブの利用意向



▶子どもの育ちをめぐる環境について

子どものお世話を手助けしてもらえる親族・知人はいるかをみると、「日常的に手助けをしてくれる親族・知人がいる」が67.7%と最も高く、およそ7割を占めています。

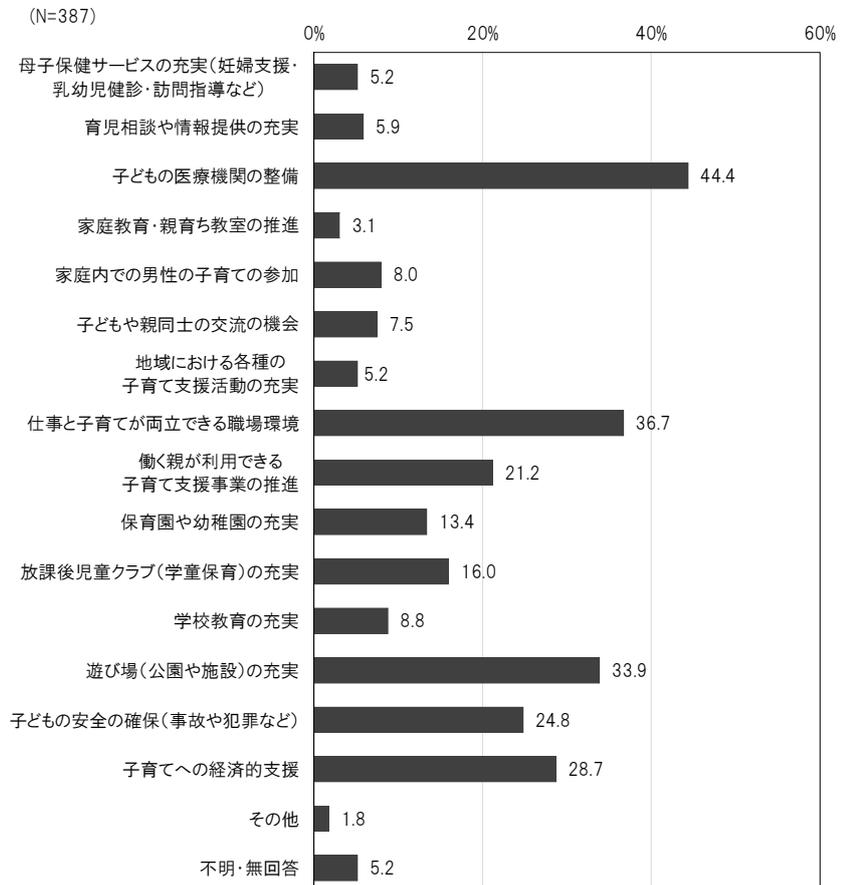
■手助けしてくれる人がいるか



▶これからの子ども子育て全般について

有田町が子育てしやすいまちとなるために重要なことをみると、「子どもの医療機関の整備」が44.4%と最も高く、次いで「仕事と子育てが両立できる職場環境」が36.7%、「遊び場（公園や施設）の充実」が33.9%となっています。

■これからの有田町の子育てに重要なこと

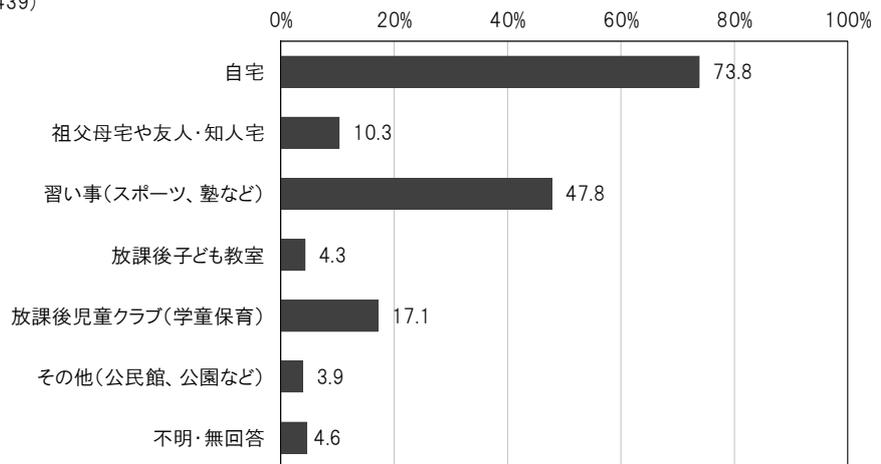


小学生児童保護者

▶放課後児童クラブの利用意向

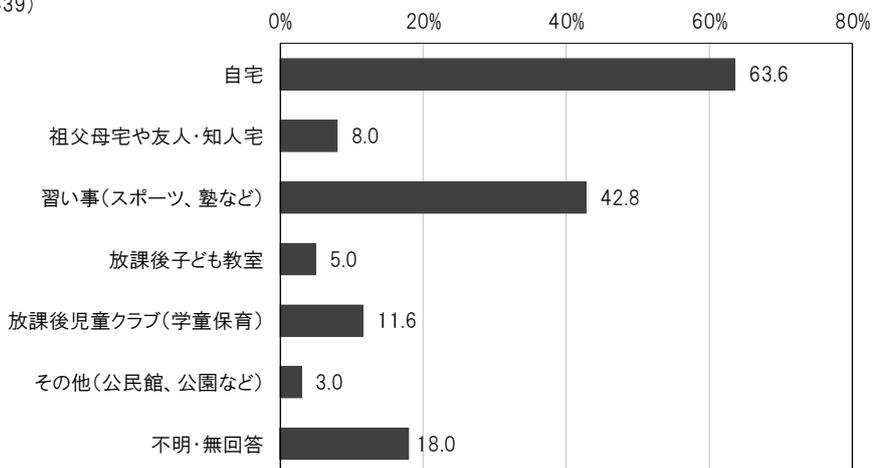
放課後の過ごし方をみると、「放課後児童クラブ（学童保育）」の利用状況は、17.1%となっており、今後の利用希望場所としては11.6%にとどまっています。また、利用希望者のうち、長期の休み（春・夏・冬休み）における利用意向としては「小学校の間（1～6年生）は利用したい」が63.6%とおよそ6割を占めています。

■現在の利用場所 (N=439)

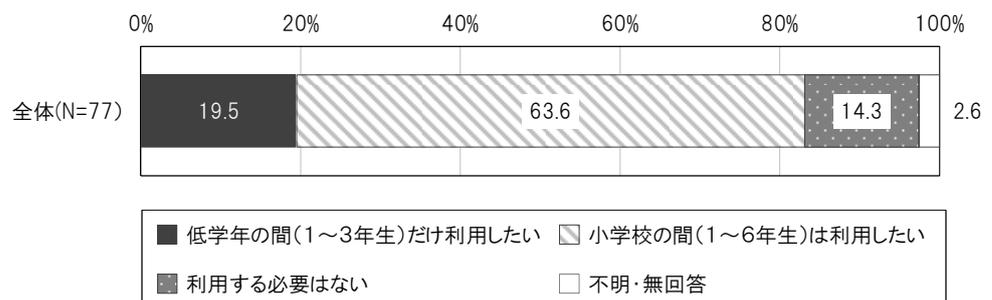


■今後の利用希望場所

(N=439)



■長期の休み（春・夏・冬休み）における放課後児童クラブの利用意向



(2) 有田町子どものいる世帯の状況調査

①アンケート調査概要

本調査は、「子供の貧困対策に関する大綱」で示されている「子供の貧困対策に取り組むに当たっては、子供の貧困の実態を適切に把握した上で、施策を推進していく必要がある」との基本方針に基づき、子どもの生活環境や家庭の実態を把握し、分析することにより、本町の課題や特性を踏まえた子どもの貧困に係る基礎資料とすることを目的に実施しました。

■調査概要

項目	内容
調査地域	有田町全域
調査対象者	町内小中学校に通う小学5年生から中学3年生までの児童・生徒および、0歳から高校3年生までの未就学児・児童・生徒の保護者
調査期間	平成31年1月21日(月)～平成31年2月4日(月)
調査方法	小中学生とその保護者 学校を通じて配布・回収 未就学児の保護者 園などを通じて配布・郵送による回収 高校生の保護者 郵送による配布・回収
配布・回収	保護者：1,794件(有効回収数1,151件)(回収率64.1%) 児童・生徒：900件(有効回収数701件)(回収率77.8%) 合計：2,694件(有効回収数1,852件)(回収率68.7%)



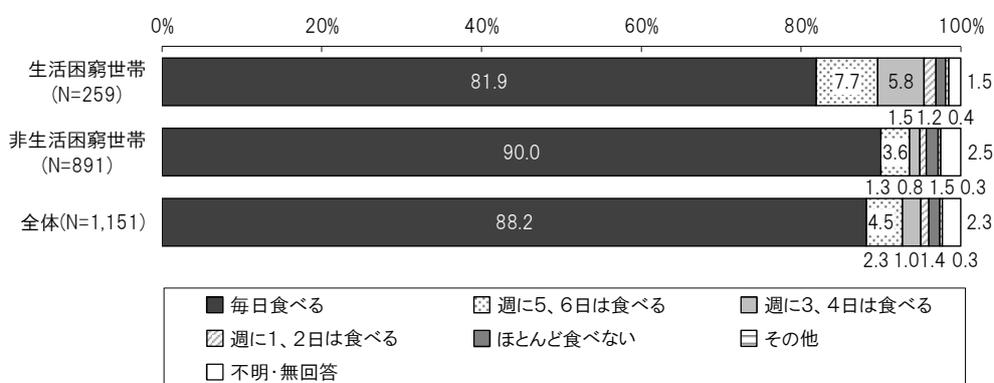
②調査結果（抜粋）

保護者

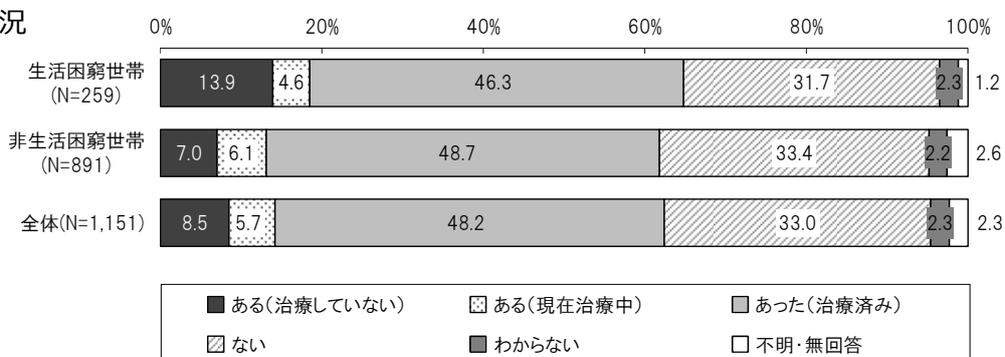
▶お子さんについて

朝ごはんの状況やむし歯の状況を見ると、生活困窮世帯では「毎日食べていない」「ある（治療していない）」の割合が非生活困窮世帯と比較してやや高くなっています。また、進学想定をみると、生活困窮世帯では「高等学校まで」、非生活困窮世帯では「大学まで」が最も高くなっており、生活困窮世帯では高等教育をあきらめる世帯が多い状況がみられます。

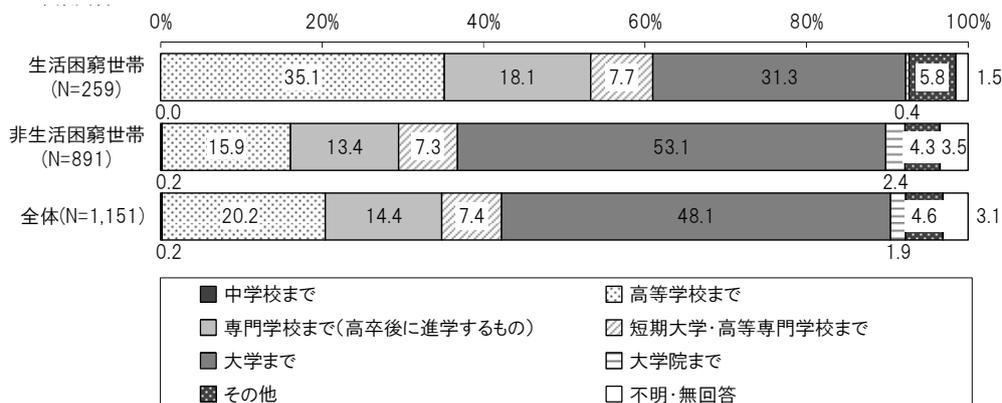
■朝ごはんの状況



■むし歯の状況



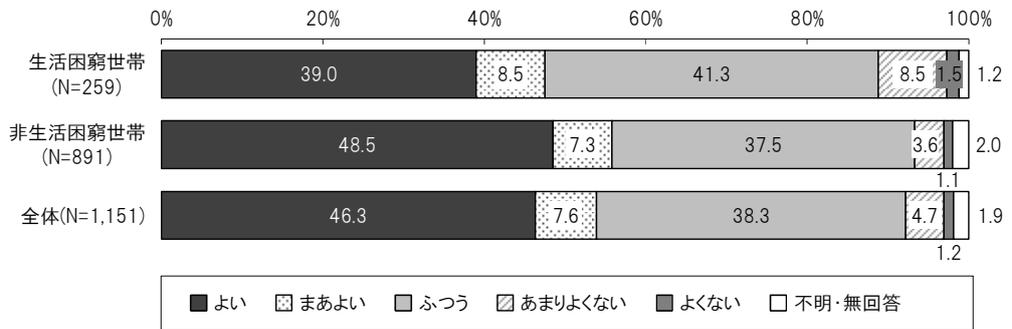
■進学想定



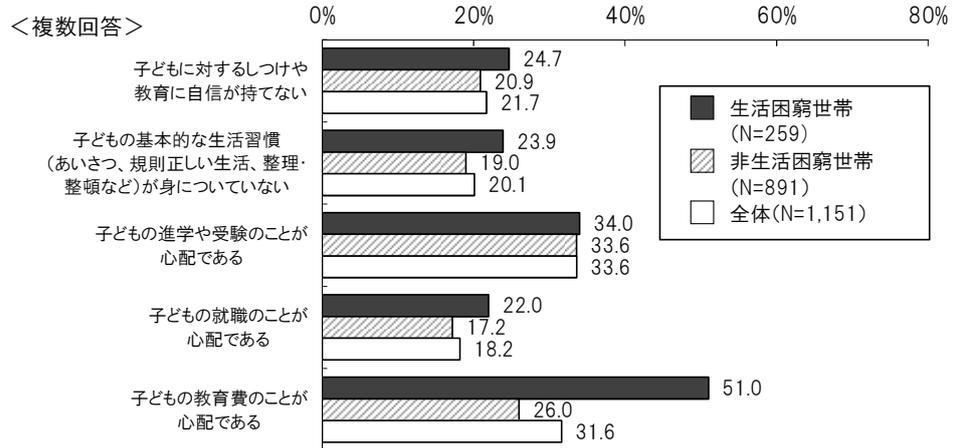
▶あなたについて

健康状態をみると、生活困窮世帯では「あまりよくない」の割合が非生活困窮世帯と比較してやや高くなっています。子どもへの悩みをみると、生活困窮世帯では「子どもの教育費のことが心配である」の割合がおおよそ5割となっており、非生活困窮世帯と比較して高くなっています。

■健康状態



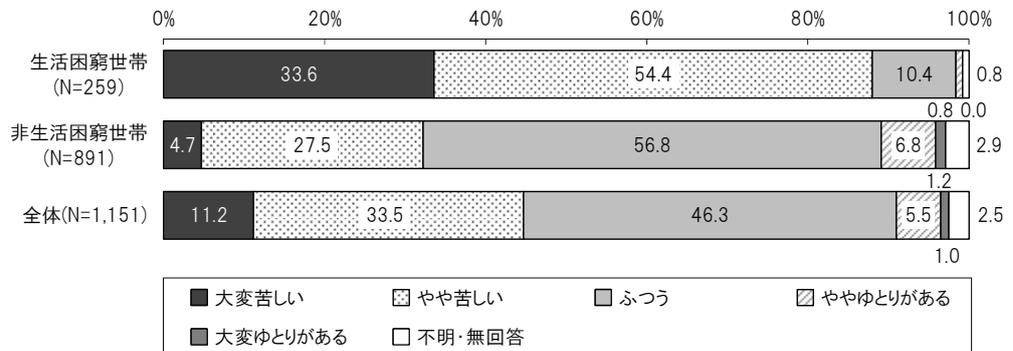
■子どもへの悩み



▶世帯の状況について

現在の総合的な暮らしをみると、生活困窮世帯では「大変苦しい」と「やや苦しい」をあわせた『苦しい』と回答した人の割合が88.0%とおおよそ9割を占めており、非生活困窮世帯のおおよそ3倍となっています。

■現在の総合的な暮らしの状況

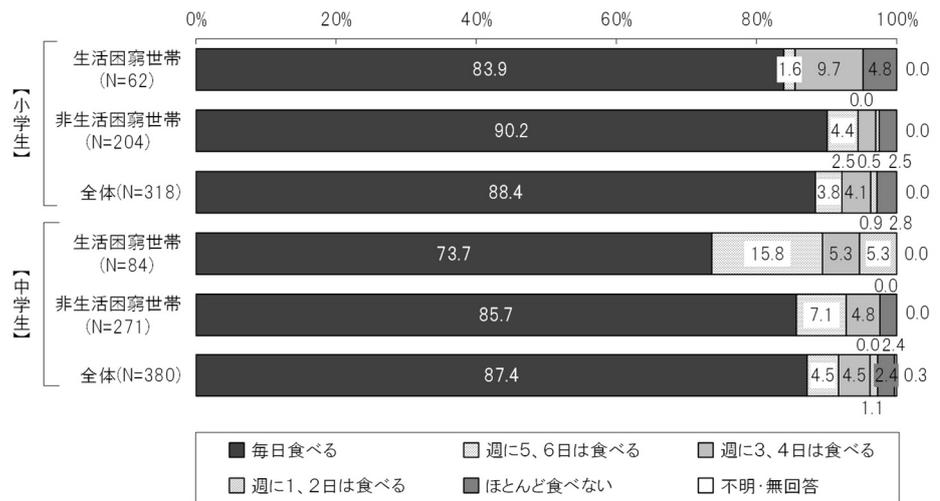


小学生・中学生（児童）

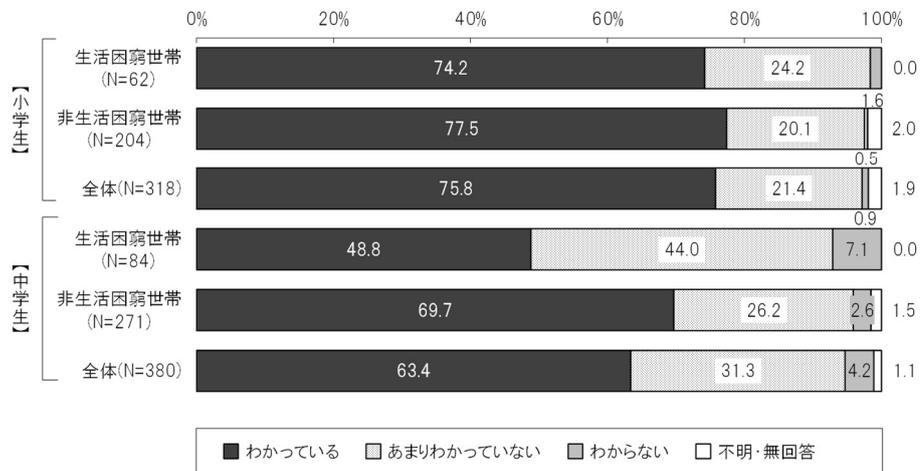
▶自身の状況について

朝ごはんの状況を見ると、中学生の生活困窮世帯では「毎日食べる」の割合が他と比較してやや低くなっています。また、学習の状況をみると、小学生・中学生のいずれにおいても「わかっている」が最も高くなっているものの、中学生の生活困窮世帯ではおよそ5割と他との差が大きくなっています。悩みや心配事をみると、生活困窮世帯の小学生では「勉強のこと」、中学生では「進学のこと」が高くなっています。

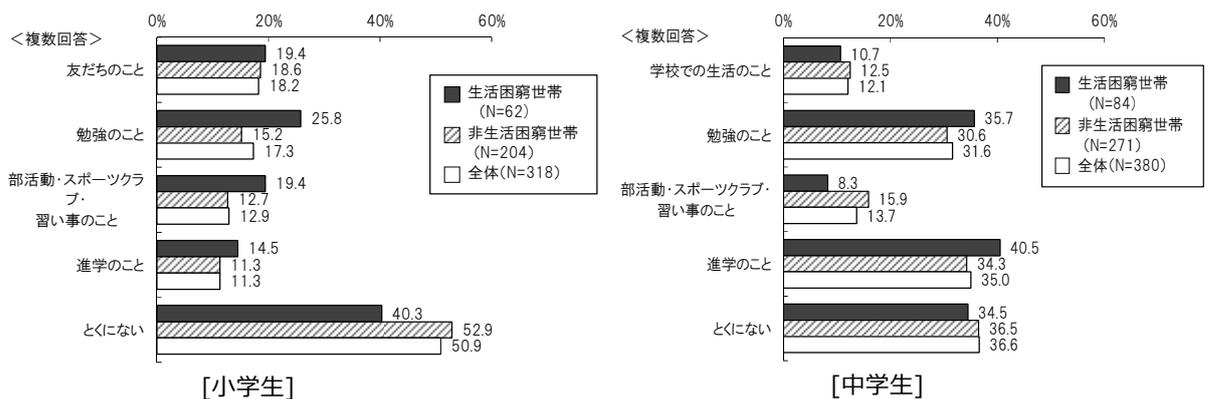
■朝ごはんの状況



■学習の状況



■悩みや心配事



6 有田町の子ども・子育て支援の課題

統計資料、子ども子育て支援事業計画・次世代育成支援行動計画の評価、ニーズ調査結果等をふまえた課題は以下のとおりです。

(1) 安心できる医療体制

- ニーズ調査において、子育てしやすいまちとなるために重要なこととして最も多かった意見が「子どもの医療機関の整備」でした。小児科、耳鼻科、眼科といった専門医院を求める声が多く、子育て家庭の多くが町外（武雄市、伊万里市、嬉野市）の病院を利用しており、緊急時の医療体制に不安や不便さを感じています。
- 病児・病後児保育については、嬉野市の小児科1施設と武雄市の病児保育施設1園と協定を結び、受け入れを実施しています。平成29年度より町内私立保育園において病後児保育を実施していますが、在園児のみの受入であるため、町内全体を対象にできていない現状があります。

→安心して子育てができるまちへ向けて、医療体制は有田町の重要な課題となっています。

(2) 子育て支援における拠点づくり

- 地域の中で外遊びを重視したいというニーズは非常に高いなか、小さな子どもが気軽に遊べる公園が少ない現状があります。
- 子育て中の家族が日常的に通える施設へのニーズが非常に高く、令和2年度より子育て支援センターが開設となることに大きな期待が寄せられています。

→子育て中の子どもや家族が気軽に集える公園や施設が求められています。新たに開所となる子育て支援センターが有田町の様々なニーズに応える拠点となるよう計画的な運営が求められています。

(3) 教育・保育サービスの量と質の向上

- 有田町の女性の就業率は国・県よりも高い状況にあり、ニーズ調査においてもフルタイムで働く女性の割合が最も高くなっています。町全体で人口や児童数が減少している一方、働く女性の保育ニーズは多様化を極めていきます。

- 有田町では認定こども園化が進められ、十分な量を確保しています。今後、幼児教育・保育の無償化が進むなかで、幼児期の子どもの育ちと学びについて一貫した幼児教育・保育の提供を行う必要があります。
- 放課後児童クラブにおけるニーズは非常に高くなっています。様々な特性を持った児童の受入など、放課後児童クラブに求められる質が年々高まっているなかで、支援員の確保が難しい現状があります。

→教育・保育サービスについて、多様化するニーズに量と質の両面から対応していく必要があります。保育士をはじめ、支援員の確保は重要な課題となっています。

(4) 専門的な支援の必要性

- 子どもの健康や発達に関わる相談についてニーズが高まっています。幅広い専門的な相談窓口の対応が求められています。
- 要保護児童についての体制強化が求められており、2018年に相談員を配置し、2022年度までに「子ども家庭総合支援拠点」を設置し、さらなる相談体制の強化に努める必要があります。

→養育支援を必要とする家庭をはじめ、ひとり親家庭、障がいのある子どもなど専門的な支援について、早期介入や幅広い対応が求められています。

(5) 子育てを支えあう家庭と地域社会の醸成

- 有田町が子育てしやすいまちとなるために重要なこととして、「仕事と子育てが両立できる職場環境」は高い回答となっています。一方、育児休暇については、職場に育児休業の制度がなかったとの回答も多い状況にあり、職場における啓発の必要性があります。
- 仕事と子育ての両立支援のしくみについて、「育児休業給付、保険料免除のいずれも知らなかった」が3割を超えており、制度の幅広い周知が求められています。

→家庭における男女共同参画を推進し、子育てと仕事を両立しやすい職場・企業のあり方についての啓発を強化するとともに、制度面における周知に努める必要があります。



第 **2** 部

子ども・子育て支援の
基本的な考え方



1 基本理念

基本理念における有田町の視点

- 本町がめざす将来像との整合性と本町の未来を担う子どもたちの健全な成長に資する視点
- 子育ての第一義的な責任は保護者にあることが前提。その上で、親が本町で子どもを生き育てることに生きがいを感じ、楽しみながら子育てができるような環境づくりの視点
- 家族、地域、行政、企業等が、子育て家庭の「支え」となり、社会全体が子育てを温かく応援し、支え合っていくという視点



このような基本的な視点をもとに、基本理念を次のように設定します。

… 基本理念 …

子育て！！根っこから笑顔で支えあう有田町

～あなたのサポーターは2万人！～



2 基本目標

基本理念「子育て！！根っこから笑顔で支えあう有田町～あなたのサポーターは2万人！～」のもと、次の3つの基本目標を設定します。

目標1 未来を担う子どもと子育て家庭を育む

- 家族形態が多様化する中、親の孤立化や家庭教育力の低下を防止
- 子育ての責任は、第一義的には保護者にあることを前提に町全体で子どもの健全な成長を支援
- 子育てに魅力や喜び、楽しみを感じ、安心して子どもを生き育てられる環境づくり
- 男女ともに子育てと社会参画を両立できるまちづくり
- 教育・保育の質の向上
- 安心して子どもを生き育てられる医療体制の整備

目標2 子どもたちの可能性と夢を引き出す

- 子どもたちが、心身ともに健全に育つことが重要であり、そのために大人の責務が大切
- 子どもが「確かな生きる力」を身につけ、成長し自立できるまちづくり

目標3 地域の見守りと気づきで創る子どもたちの未来

- 子どもたち、保護者が安全で安心して生活できる遊び場や生活空間の整備
- 子どもを事故や犯罪等から守るための地域が一体となった連絡体制の整備など、地域社会が地域の子どもの成長に積極的に関われる環境整備



3 基本的視点と施策の方向

施策 1

施策 1 子育て家庭への支援の充実

女性の就業率の増加や核家族化の進行など、有田町を取り巻く子育て環境は、各家庭において多様化しています。また、子育てに関する不安や悩みも多岐にわたり、専門的で幅広い相談窓口の対応が求められています。時代に即した情報提供・相談体制の充実をはじめ、まち全体で子育て家庭を支援していけるよう、様々なネットワーク体制の充実をめめます。さらに、教育・保育の質の向上を図り、幼児教育アドバイザーなど専門的な人材の確保に努めるなど、子育て家庭に寄り添った子育て支援の体制づくりをめざします。

(1) 情報提供・相談体制の充実

事業名	内容	担当課
1 子育て・母子保健における 情報発信	<p>子ども子育てに関する新制度をはじめ、町内各園の保育方針や地域の子育て支援事業、健診や予防接種など、子育て・母子保健に関するあらゆる情報を発信していきます。</p> <p>●ホームページ、広報 ●健康カレンダー、広報暮らしのカレンダー ●案内のしおり(町内各園の情報) ●母子手帳アプリ</p> <p>今後の方向性</p> <p>特に、令和元年度より導入した母子手帳アプリの利用者を増やし、対象者への細やかな情報発信に努めます。</p>	健康福祉課 子育て支援課
2 相談窓口の充実	<p>平成 30 年 10 月より子育て支援課を開設し、総合的な窓口として情報発信を行っています。また、課内に相談員を配置し、DVや子育て、仕事、学校など家庭の様々な悩みに対応します。</p> <p>●子育て支援課窓口 ●女性総合相談窓口</p> <p>今後の方向性</p> <p>窓口そのものの周知を図るとともに、専門性をもった相談体制の充実と、要保護児童対策地域協議会や児童相談所等とのネットワークの構築を継続して推進します。</p>	子育て支援課

<p>3</p> <p>地域活動による相談体制の充実</p>	<p>主に健診の受診勧奨の機会を活用し、母子保健推進員が、各家庭の抱える悩みに寄り添い声かけを行っています。保健師・栄養士をはじめ、民生委員・児童委員・主任児童委員とも連携を図ります。</p> <p>●母子保健推進員</p> <p>今後の方向性</p> <p>母子手帳交付時、乳幼児全戸訪問等の機会に身近な相談者として母子保健推進員の紹介をより積極的に行います。</p>	<p>健康福祉課</p>
<p>4</p> <p>講座や講演会の開催</p>	<p>子育て講座の開催や子育て講演会などを通じて子育てにおける様々な知識を得られる場を提供します。</p> <p>●すくすく育児教室</p> <p>●子育て講演会(新1年生の保護者、PTA、全住民向け)</p> <p>今後の方向性</p> <p>さまざまな成長段階や組織へ向けたアプローチを継続的に実施します。</p>	<p>子育て支援課 生涯学習課</p>

(2) 教育・保育の質の向上

事業名	内容	担当課
<p>1</p> <p>通常保育事業</p>	<p>町内すべての保育所ならびに認定こども園において、引き続き0歳児からの受け入れを行います。</p> <p>今後の方向性</p> <p>利用者ニーズに対応し、今後も待機児童のない受け入れができるよう保育士等の確保対策に努めます。</p>	<p>子育て支援課</p>
<p>2</p> <p>延長保育事業</p>	<p>町内の保育園・認定こども園、全園で延長保育を実施しています。</p> <p>今後の方向性</p> <p>利用者ニーズに対応できるよう、保育士等の確保対策に努めます。</p>	<p>子育て支援課</p>
<p>3</p> <p>一時預かり事業</p>	<p>家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児または幼児について、町内の保育園・認定こども園、全園で一時預かりを実施しています。</p> <p>今後の方向性</p> <p>保護者の用事等の際に加え、リフレッシュにおいても一時的に子どもを預かり、子育て中の保護者の負担軽減を図る支援を継続して行います。</p>	<p>子育て支援課</p>

<p>4 休日保育事業</p>	<p>休日保育事業については私立保育所1園において実施しています。また、例年ゴールデンウィークの陶器市従事の保護者については、私立各園が自主事業で預かり保育を行っています。</p> <p>今後の方向性 保護者の休日出勤世帯も年々増加傾向にあり、ニーズを踏まえた事業拡大についても検討を行います。</p>	<p>子育て支援課</p>
<p>5 病児・病後児保育事業</p>	<p>病児保育については、実施がありませんが、病後児保育については、平成30年度から町内私立認定こども園1園において実施しています(在園児のみ)。</p> <p>町内 ●認定こども園(病後児) 町外 ●嬉野市 小児科医院(病児・病後児) ●武雄市 病児・病後児保育施設(病児・病後児)</p> <p>今後の方向性 病児保育については、町内医療機関への協力を要請していきます。また、町内の病後児保育については、町内全児童を対象に実施の検討を行います。</p>	<p>子育て支援課</p>
<p>6 保育士等の資質向上</p>	<p>保育士等の資質向上を目指して、各園において佐賀県や各団体で実施されている研修会や講習会への参加を促進し、保育サービスの質の向上を図っています。</p> <p>今後の方向性 教育・保育サービスの向上、多様な保育への対応を行うため、継続して実施を行います。</p>	<p>子育て支援課</p>
<p>7 保育施設・設備の充実</p>	<p>保育施設・設備の充実について、国・県の交付金を活用し、改修・修繕事業、防犯カメラの設置、遊具や衛生環境の整備等、安心安全な施設整備を積極的に行っています。</p> <p>●保育緊急環境整備事業の実施(平成30年～令和4年)</p> <p>今後の方向性 町内の保育施設の安全な保育環境を整備するため、計画的に実施します。</p>	<p>子育て支援課</p>
<p>8 幼児教育アドバイザーの設置</p>	<p>教育・保育に関する専門性を有する指導主事・幼児教育アドバイザーの設置・確保に努めます。</p> <p>今後の方向性 早急な設置を検討します。</p>	<p>子育て支援課</p>

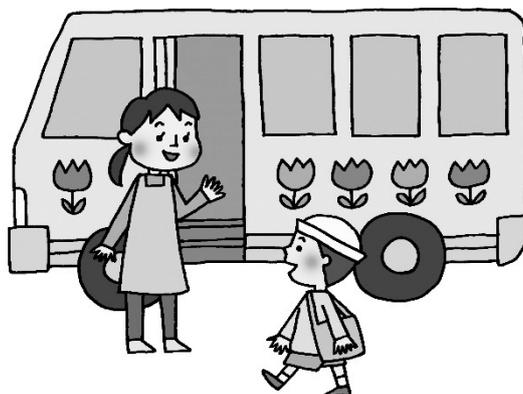
<p>9 放課後児童健全育成事業</p>	<p>保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に対して学校や民間施設などで放課後に生活の場、適切な遊びの場を提供し、平成 27 年度より受入対象の児童を小学6年生までに拡大してより多くの利用希望者の受け入れを行っています。</p> <p>今後の方向性 待機児童の解消及び、学校の余裕教室を活用した事業の実施を検討します。そのため、雇用条件の見直しなどによる支援員の確保、様々な特性をもった児童に対応する研修機会の提供等を行います。</p>	<p>子育て支援課</p>
--------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------

(3) 子育て支援のネットワークづくり

事業名	内容	担当課
<p>1 子育てサークル活動の支援</p>	<p>子育てサークル活動の支援として母子保健推進員が母親同士の交流をサポートし、母子の孤立を防ぐ機会の提供に努めています。</p> <p>●「母と子の広場」 ●「れんげのつどい」 ●「ちろりん村」</p> <p>今後の方向性 福祉保健センターや多世代交流センター等での事業内容を精査しながらよりよいサークル活動への支援を継続します。</p>	<p>健康福祉課 子育て支援課</p>
<p>2 子育て相互支援の体制づくり</p>	<p>社会福祉協議会のボランティアセンターによるボランティアの育成・支援や子育て相互支援の推進を行っています。</p> <p>今後の方向性 多世代交流センター等において、子育て支援事業及び子育て相互支援事業を実施するため、ボランティア育成の研修や講習会等を実施します。</p>	<p>子育て支援課</p>
<p>3 世代間交流の推進</p>	<p>町内の保育所等の地域性を活かしながら、園行事への招待や施設訪問を行う等、地域における世代間交流を行っています。</p> <p>今後の方向性 町内の保育園・認定こども園において、交流を継続して実施します。また、多世代交流センターにおいては、子育て支援事業と高齢者支援事業を同施設で実施することにより、多世代が交流できる施設の運営を目指します。</p>	<p>子育て支援課</p>

(4) 経済的負担の軽減

事業名	内容	担当課
<p>1 保育所・幼稚園等の利用料の軽減</p>	<p>「子ども・子育て新支援制度」の実施に伴い、平成27年度から保育料の見直しを行い、町独自で保育料の軽減を行っています。</p> <p>また、国が実施する幼児教育・保育の無償化に合わせ、年間を通して、3～5才児及び0～2才児の住民税非課税世帯の保育料を無償化しています。また、教育認定児童の通常保育以外の預かり保育や認可外保育施設等の利用料も対象としています。</p> <div style="border: 1px dashed gray; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ● 低所得世帯とひとり親等世帯の保育料の軽減拡充 ● 低所得の多子世帯の第1子カウントの年齢上限撤廃 ● 未婚の母のみなし寡婦控除の適用 </div> <p>今後の方向性 継続して実施します。</p>	<p>子育て支援課</p>
<p>2 各種手当に関する周知</p>	<p>各種手当に関する周知を図るため、町広報や県作成のパンフレット等への掲載のほか、住民窓口での受付の際に制度と手続きの案内を行っています。</p> <p>今後の方向性 引き続き、広報等への掲載と案内を継続して実施します。</p>	<p>子育て支援課</p>



施策 2

施策 2 母子保健の継続的な取組による健康の増進

母子の健康の確保は、豊かな子育てライフを実現する上で最も根本的な支援です。有田町では、妊娠初期段階から切れ目のない健康支援と相談体制を整え、安心して子育てを行える医療体制を近隣市町との連携により実現していきます。また、食育の推進においては、家庭をはじめ、保育所・認定こども園、学校と様々な方向から啓発を行います。思春期保健対策においては、命や性について学び、こころと体の健康づくりをめざします。

(1) 子どもや母親の健康の確保

事業名	内容	担当課
1 妊婦の健康づくり	<p>妊娠初期(母子健康手帳交付時)から、全妊婦に保健師が関わり、妊婦の健康管理や出産・育児に関する情報提供とサポートを行っています。</p> <p>今後の方向性 個別の母子手帳交付により、妊婦一人ひとりに合わせた指導、課題の早期発見と支援につなげます。ケースによっては、支援プランの作成を行います。</p>	健康福祉課
2 妊婦健康診査	<p>妊婦健診の健診票を県統一様式にて交付しています。また有田町独自で妊婦の子宮頸がん検診に対する助成事業も行っています。</p> <p>今後の方向性 県内統一様式の健診票について、内容の見直しを検討していきます。</p>	健康福祉課
3 乳幼児健康診査	<p>乳幼児健康診査では、発育の遅れ等の早期発見、健全な成長発達支援及び指導を行っています。1歳6か月・3歳6か月健診では歯科健診と発達障がいの早期発見のための2次問診も実施しています。</p> <p>今後の方向性 引き続き実施し、未受診者や要経過観察者のフォローも行います。</p>	健康福祉課
4 乳幼児相談	<p>12ヶ月・2歳児を対象に育児相談や栄養相談を実施し、きめ細やかな対応を行っています。</p> <p>今後の方向性 引き続き実施し、未受診者や要経過観察者のフォローも行います。</p>	健康福祉課

<p>5 訪問指導の実施</p>	<p>相談・健診等での要指導者と、生後2か月児の全戸訪問を実施し、乳児の健康管理及び母親の不安解消を支援し、ハイリスク者（児）に対しては継続訪問を実施しています。</p> <p>今後の方向性 引き続き、きめ細やかな訪問を実施します。</p>	<p>健康福祉課</p>
<p>6 不妊治療への助成</p>	<p>佐賀県の不妊治療助成回数や限度額に合わせ、県が指定する医療機関において行われた、体外受精、顕微授精について上限10万円限度で助成を行っています。</p> <p>今後の方向性 県の事業で実施されている人工授精や男性不妊に対する助成についても、町の補助内容に追加すべきかどうか検討を行います。</p>	<p>健康福祉課</p>
<p>7 定期予防接種</p>	<p>定期予防接種については、個別接種で実施を行っており、訪問や健診等での機会を通して接種奨励を行っています。</p> <p>今後の方向性 導入した母子手帳アプリを利用することで、接種もれがなくなるように努めます。</p>	<p>健康福祉課</p>
<p>8 事故防止の啓発</p>	<p>乳幼児健診時、母子保健推進員訪問時、相談時に事故防止啓発指導を行います。</p> <p>今後の方向性 引き続き、事故防止の啓発に努めます。</p>	<p>健康福祉課</p>
<p>9 フッ素塗布・洗口の実施</p>	<p>1歳6か月児健診時にフッ素塗布、保育所・認定こども園の4・5歳児及び小中学校の児童・生徒を対象にフッ素洗口を行い、むし歯予防に取り組んでいます。</p> <p>今後の方向性 引き続き、フッ化物を利用したむし歯予防に努めます。</p>	<p>健康福祉課</p>
<p>10 発達相談の充実</p>	<p>発達相談について、対象児の増加に合わせた幅広い相談支援、必要機関への紹介を行っています。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ●子育て発達カウンセリング(臨床心理士) ●「すくすく相談」(NPOそれいゆ相談支援員) ●心理精密検査(児童相談所) ●療育相談(保健福祉事務所) </div> <p>今後の方向性 継続参加者の利用時期を個別調整し、新規参加者の早期利用ができるよう検討します。(1か月以上待機がないようにする)</p>	<p>健康福祉課</p>

<p>11</p> <p>母子保健推進員活動の充実</p>	<p>様々な家庭における子育て事情や課題等について月1回の定例会にて情報交換や研修等を行い、家庭訪問や乳幼児健診等の機会に、密に個々の母親や乳幼児に関われるよう努めています。(令和元年度 22名)</p> <p>今後の方向性</p> <p>母子保健推進員としての任期が3年で再任を妨げないため、推進員の入れ替わりにより活動が途切れてしまわないように配慮していきます。</p>	<p>健康福祉課</p>
--------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------

(2) 小児保健医療の充実

事業名	内容	担当課
<p>1</p> <p>子どもの医療費助成</p>	<p>平成29年4月より現物給付の対象者を中学3年生まで拡大して助成を行っています。</p> <p>今後の方向性</p> <p>引き続き医療費の助成を行い、疾病の早期発見及び治療を推進します。</p>	<p>子育て支援課</p>
<p>2</p> <p>かかりつけ医確保の啓発</p>	<p>乳児全戸訪問時に、かかりつけ医の必要性を個別に説明し、啓発を行っています。</p> <p>今後の方向性</p> <p>引き続き機会を見つけて啓発に努めます。</p>	<p>健康福祉課</p>
<p>3</p> <p>救急医療体制の整備</p>	<p>伊万里有田共立病院の小児科医は2名体制となっており、乳児全戸訪問時に、子どもの急病時の受診タイミングを判断するための見極めシートを配布しています。</p> <p>今後の方向性</p> <p>引き続き体制の整備に努めます。</p>	<p>健康福祉課</p>

(3) 食育の推進

事業名	内容	担当課
<p>1</p> <p>母子栄養指導</p>	<p>妊産婦や乳幼児の身体状況や発達等に応じた食事のとり方について個別に指導を行っています。</p> <p>今後の方向性</p> <p>引き続き実施し、必要に応じて個別で継続したフォローを行います。</p>	<p>健康福祉課</p>

<p>2</p> <p>学童・思春期における栄養指導</p>	<p>学校では、食に対する理解を深める授業や広報、給食時の指導等を計画的に進めています。</p> <p>今後の方向性</p> <p>今後は、保護者への啓発も行いながら、引き続き学童・思春期における栄養指導を継続します。</p>	<p>学校教育課</p>
<p>3</p> <p>親子料理教室・子どもクッキング等の開催</p>	<p>食生活改善推進員と連携して、保育所・認定こども園では食育セミナーの実施、小学校ではさらに栄養教諭と連携して、地産地消の観点もふまえ、郷土料理の伝承を行っています。</p> <p>今後の方向性</p> <p>引き続き、食生活改善推進員等と協力しながら行います。</p>	<p>健康福祉課</p>
<p>4</p> <p>食育の普及・啓発</p>	<p>食育強化月間や食生活改善普及月間に広報で野菜の摂取や食事のマナー、共食、食品表示についての周知を図っています。</p> <p>今後の方向性</p> <p>広報やポスターなどにより、引き続き食育の普及・啓発に努めます。</p>	<p>健康福祉課</p>

(4) 思春期保健対策の充実

事業名	内容	担当課
<p>1</p> <p>思春期教室の実施</p>	<p>小学6年生から中学3年生の学年ごとの理解度に合わせ、各学校との調整を図りながら、医師・助産師・幼児教育の専門家等による講義を年間カリキュラムの中に取り入れています。</p> <p>今後の方向性</p> <p>学校教育の中で、子どもたちの実状に合わせた教室の運営や子どものニーズに応じた講師の派遣等について検討します。</p>	<p>学校教育課</p>
<p>2</p> <p>こころの健康づくり</p>	<p>県内一斉で、「いじめに関する調査」が実施されています。また、ソーシャルワーカーを中心に各方面と連携をとって活動しており、きめ細やかな対応を行っています。</p> <p>今後の方向性</p> <p>引き続き連携を図って推進します。</p>	<p>学校教育課</p>

施策3

施策3 子どもの健全育成のための教育環境の整備

学校における教育環境の整備は、子どもの健全育成を図る上で重要な役割を果たします。健康診断や体力の維持をはじめ、人権や伝統文化における体験など、生きる力を育む教育を推進するとともに、いじめや不登校など子どもたちを取り巻く様々な困難と向き合える専門指導員の確保を行い、健全な教育環境づくりをめざします。

(1) 生きる力を育む教育の推進

事業名	内容	担当課
1 健康・体力の 維持推進	<p>毎年健康診断と体力テストを実施し、一人ひとりの健康状態の把握と体力の向上に努めており、小学校入学時から中学校卒業まで時系列での把握を行っています。</p> <p>今後の方向性 今後も養護教諭や体育主任が中心となって、健康維持・体力の増進に努めます。</p>	学校教育課
2 人権教育の推 進	<p>人権教育に関する授業は年間スケジュールに組み込んで行われており、教職員、学校事務職員の研修機会の提供を行っています。</p> <p>今後の方向性 令和5年度に有田町内小学校を対象に「人権の花」運動の実施を予定しており、今後も人権教育の推進を図ります。</p>	住民環境課
3 伝統文化体験 の充実	<p>小中学生を対象に、有田焼や稲作等に従事する地元の方を講師とした授業を実施し、伝統文化体験の充実を図っています。</p> <p>今後の方向性 目的を見直しつつも、伝統文化体験の必要性は変わらないので、事業内容を検討していきます。</p>	生涯学習課
4 思春期ふれあ い体験事業	<p>地域職場体験学習として、中学生が保育所・認定こども園での園児とのふれあいを通して命の大切さを学んでいます。</p> <p>今後の方向性 今後も、保育園等の施設において、思春期ふれあい体験を計画的に実施します。</p>	学校教育課

<p>5</p> <p>地域の教育力の向上</p>	<p>保護者や地域住民の協力の下、小学生を対象とした通学合宿事業を地域ごとに実施し、地域の子どもは地域で守り育てるという意識を育みます。</p> <p>今後の方向性</p> <p>通学合宿事業の実施は3か年ありませんでしたが、関係機関・地域の協力などを得ながら、実施につなげていきます。</p>	<p>生涯学習課</p>
---------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------

(2) 子どもの健全育成

事業名	内容	担当課
<p>1</p> <p>放課後子ども教室</p>	<p>有田中学校区と西有田中学校区にて開催していましたが、平成30年より各小学校区でも放課後子ども教室を開始しました。</p> <p>今後の方向性</p> <p>事業の継続実施にはサポーターの確保が必要であり、今後も随時募集していきます。今後、教室内で起こるトラブルや子どもたちへの対応など、継続的な研修やサポーター間での情報共有の場が必要です。関係機関との話し合いの場などを準備し、対応していきます。</p>	<p>生涯学習課</p>
<p>2</p> <p>いじめ、不登校等の相談体制の充実</p>	<p>いじめや不登校等の相談体制は、校長・教頭・担任・養護教諭等や、スクールソーシャルワーカーが総合的に連絡をとって行っています。また、スクールカウンセラーによるカウンセリングも行っています。</p> <p>今後の方向性</p> <p>いじめや不登校等の相談体制は、今後も継続強化を図ります。あらゆる個別案件に対し迅速に対応します。</p>	<p>学校教育課</p>
<p>3</p> <p>適応指導教室の設置</p>	<p>様々な要因によって学校に行けない、不登校傾向の子どもたちの対応を行っています。</p> <p>●適応指導教室「ゆう」(指導員1名)</p> <p>今後の方向性</p> <p>引き続き取り組みを推進します。</p>	<p>学校教育課</p>
<p>4</p> <p>少年非行の防止</p>	<p>個々の問題により警察とも連携を図りながら非行防止の活動を行っています。なかには、民生委員や区長にも協力を仰ぐ事案もあり、迅速な対応を心掛けています。</p> <p>今後の方向性</p> <p>今後も連携を図りながら推進します。</p>	<p>学校教育課</p>

(3) 子どもを取り巻く健全な環境づくり

事業名	内容	担当課
<p>1</p> <p>教育講演会の開催支援</p>	<p>年に1回、いじめ防止の観点からの教育講演会を実施しています。</p> <p>今後の方向性</p> <p>今後も継続して実施し、後援等でも協力して、より充実を図ります。</p>	<p>学校教育課</p>
<p>2</p> <p>健全育成環境の維持</p>	<p>各学校の教員及びPTA役員と共同で町内のコンビニエンスストア、酒・タバコ販売店、スーパー、商店等を巡回し地域環境点検を実施しています。また、スマートフォンの普及に伴う青少年のネット環境について、新たな周知・啓発活動が求められており、県のネットパトロールからの情報があった場合の対応も行っています。</p> <p>今後の方向性</p> <p>今後も継続して健全育成環境の維持に努めます。</p>	<p>学校教育課 生涯学習課</p>



施策 4

施策 4 子育てと仕事の両立支援

子育てと仕事を両立していくうえで、働き方の見直し、働きやすい職場環境の推進はかせないものとなっています。ニーズ調査においても、有田町が子育てしやすいまちとなるために重要なこととして「仕事と子育てが両立できる職場環境」が求められています。また父親の育児休業の取得状況としては依然として進んでいないことから、職場・家庭における積極的なワーク・ライフ・バランスの推進をめざします。

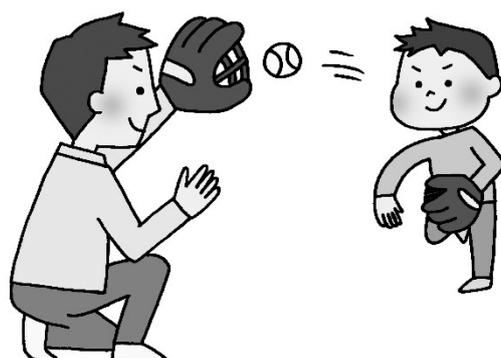
(1) 働きやすい職場環境（ワーク・ライフ・バランス）の推進

事業名	内容	担当課
1 ワーク・ライフ・バランスに対する意識啓発の推進	<p>子育てと仕事を両立しやすい社会の実現に向けた社会的気運の醸成に努めます。また、インターネットや広報等を通じて、子育てに関する理解の促進、ワーク・ライフ・バランスに対する意識の啓発等を行います。</p> <p>今後の方向性 今後も継続して実施します。</p>	子育て支援課 まちづくり課
2 事業主の取組・評価の促進	<p>有田町男女共同参画推進協議会主催で町内の団体等へ出前講座を実施し、男女共同参画に対する理解を深める取り組みを実施しています。また、すべての企業において、働き方の見直しを含め、育児休業及び短時間勤務等の柔軟な働き方に係る制度を利用できるような環境整備の促進を行います。</p> <p>今後の方向性 企業などを訪問し、事業主を含めた企業への啓発を行います。また、仕事と生活の調和を実現している企業・団体に向けて表彰をするなど、評価を行うシステムの構築に努めます。</p>	まちづくり課



(2) 家庭における男女共同参画の実現

事業名	内容	担当課
1 男女共同参画 における講演 会・セミナーの 開催	<p>様々な講演会やセミナー等を開催し、住民への啓発を行っていますが、男性の参加と気運の醸成は継続的な課題となっています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●男女共同参画講演会(男女共同参画推進協議会) ●アバンセ事業を活用したセミナー ●女性フェスタでの講演会(有田女性まつり実行委員会) ●男女共同参画ポスター、川柳コンクール <p>今後の方向性</p> <p>男性の子育て参画を促進するために、子育てが楽しめるようなイベントや講座などを、関係課と連携しながら開催します。</p>	まちづくり課
2 男女平等教育 の推進	<p>日頃の授業や学校生活において、男性・女性の区分をなくした教育・指導を行っています。</p> <p>今後の方向性</p> <p>今後も男性女性の区別なく、誰もがあらゆる分野で活躍できる教育や社会を推進します。</p>	学校教育課
3 父親の子育て 協力の推進	<p>男性と一緒に受講できる育児教室や親育ち講座、就学前講演会を開催していますが、父親の参加は少ない現状となっています。</p> <p>今後の方向性</p> <p>父親、母親とターゲットを分けず、誰もが参加できる内容やPR方法を検討していきます。</p>	生涯学習課



施策5

施策5 専門的な支援を要する子どもや家庭への支援の充実

近年、社会問題としてクローズアップされている児童虐待をはじめ、さまざまな専門的な支援を要する子どもや家庭に対して、関係機関と密に情報共有を図りながら、早期発見と早期対応に努め、専門的で細やかな支援を行えるまちをめざします。また、「子どもの貧困対策推進事業」についても、この施策のなかで推進します。

(1) 児童虐待防止対策の充実

事業名	内容	担当課
1 子どもの人権に関する周知・啓発	<p>広報にて年4回、児童虐待(子どもの人権)についての特集を掲載しています。また、講演会の開催や啓発グッズの作成・配布を行い、虐待防止の呼びかけを行っています。</p> <p>今後の方向性 今後も児童虐待(子どもの人権)への周知・啓発を行います。</p>	子育て支援課
2 相談体制づくりや関係機関との連携強化	<p>関係機関との連携及び情報収集・共有により支援を行う要保護児童対策協議会の取り組みの強化に努めています。</p> <p>●要保護児童対策協議会 ●担当課 ●児童相談所 ●保健所 ●児童委員 ●保育所及び児童福祉施設 ●学校 ●教育委員会 ●警察 ●医療機関 ●NPO ●ボランティア等の民間団体等</p> <p>今後の方向性 継続して相談窓口の周知を図り、対応していきます。令和4年度までに「子ども家庭総合支援拠点」を設置し、さらなる相談体制の強化に努めます。</p>	子育て支援課
3 発生予防、早期発見、早期対応等	<p>虐待の発生予防のため、健康診査や保健指導等の母子保健活動や地域の医療機関等との連携、赤ちゃん訪問事業の実施等を通じて、妊娠、出産及び育児期に養育支援を必要とする子どもや妊婦の家庭を早期に把握し、適切な支援につなげています。</p> <p>今後の方向性 引き続き、保健師や各関係機関と連携して、要支援児童の把握に努めます。</p>	子育て支援課 健康福祉課

<p>4</p> <p>社会的養護施設との連携</p>	<p>子育て短期支援事業を実施する児童養護施設等との連携等、社会的養護の地域資源の活用に努めています。</p> <p>今後の方向性</p> <p>里親の開拓や里親支援につながる広報・啓発等における県との連携により、地域の中で社会的養護が行えるような支援体制の整備に努めます。</p>	<p>子育て支援課</p>
-----------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------

(2) ひとり親家庭の自立支援の充実

事業名	内容	担当課
<p>1</p> <p>母子(父子)相談の充実</p>	<p>母子(父子)相談の充実に向け、児童扶養手当の現況届やひとり親家庭等医療費助成の更新手続きの際に直接面談し、家庭状況等の聞き取りを行っています。</p> <p>今後の方向性</p> <p>今後も継続して電話や窓口での相談にも随時対応します。</p>	<p>子育て支援課</p>
<p>2</p> <p>経済的支援の強化</p>	<p>広報やホームページ、県作成のパンフレットを使用して経済支援制度の周知を図っています。</p> <p>●母子父子寡婦福祉資金貸付 ●児童扶養手当</p> <p>●ひとり親家庭等医療費助成</p> <p>今後の方向性</p> <p>引き続き各種制度の周知を図り、支援を行います。</p>	<p>子育て支援課</p>
<p>3</p> <p>自立支援の推進</p>	<p>子育て短期支援事業、保育サービス及び放課後児童クラブの利用に際しての配慮等をはじめ、母子父子自立支援員による生活支援を行っています。また、ひとり親家庭サポートセンターと連携し、就労支援を行うなど、総合的な自立支援に努めています。</p> <p>●母子父子自立支援員 ●ひとり親家庭サポートセンター</p> <p>今後の方向性</p> <p>今後も継続した自立支援を推進します。</p>	<p>子育て支援課</p>



(3) 障がい児施策の充実

事業名	内容	担当課
1 障がい児相談 体制の充実	<p>子育て発達カウンセリング等にて、保健師による定期的な発達状況を確認し、就学前には学校教育課にて個別相談を実施しています。子育て支援課では、障がいに関する相談を受け付け、健康福祉課と連携体制をとっています。</p> <p>今後の方向性</p> <p>引き続き障がい児に関する相談を受け付け、健康福祉課の保健師や障がい福祉担当、学校教育課や保育所等と連携を図りながら対応していきます。</p>	<p>子育て支援課 学校教育課 健康福祉課</p>
2 障がい児保 育・教育の充 実	<p>幼保小連絡協議会を毎年開催しており、連携を図っています。また、小中学校6校に特別支援学級を設置し支援教育の充実を図っています。</p> <p>今後の方向性</p> <p>国では、インクルーシブ教育※1を推進しているため、町においても推進を行います。</p>	<p>学校教育課</p>
3 特別支援学校 生徒への支援	<p>特別支援学校で開催される「支援会議」に出席し、児童の状況把握や福祉制度の説明などを行っています。</p> <p>今後の方向性</p> <p>今後も会議に出席し、特別支援学校の生徒への支援を図ります。</p>	<p>子育て支援課</p>
4 経済的支援の 充実	<p>重度障がい児の新規手帳取得者に対して、交付時に手当や制度の説明を行っています。また、対象者には毎年更新手続き案内を送付し制度が継続利用できるよう案内や広報周知を行っています。</p> <p>●重度心身障害児等医療費助成 ●特別児童扶養手当 ●障害児福祉手当 ●心身障害者扶養共済制度</p> <p>今後の方向性</p> <p>これまでと同様に実施します。</p>	<p>健康福祉課 子育て支援課</p>
5 在宅生活の支 援	<p>広報等で周知を図るとともに手帳の交付時や他の手続きで来庁があった際に相談対応や説明を行っています。</p> <p>今後の方向性</p> <p>在宅生活の支援に関して、段差の解消、和式トイレから洋式トイレへの改修のように物理的な支援や日中一時支援のような援護者の支援があり、なるべく希望に添えるように支援を行います。</p>	<p>健康福祉課</p>

※1 インクルーシブ教育：障がいのある子どもと障がいのない子どもが、できるだけ同じ場で共に学ぶことを目指す教育

(4) 子どもの貧困対策推進事業

子どもの貧困対策の推進に対する法律において、都道府県及び市町村は、政府が定める子どもの貧困対策に関する大綱を考慮して、子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努めることとされています。

こうした動きを踏まえ、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困が世代を越えて連鎖することのないよう、子どもの貧困対策を総合的に推進するための基本方針となる佐賀県子どもの貧困対策推進計画に基づき、有田町においても関連施策を連動させ、一体的に推進を行います。

事業名	内容	担当課
1 教育現場における支援	<p>すべての子どもたちが置かれた環境に左右されることなく、質の高い教育を受け、自らの希望に向かって挑戦できるよう、「地域子供の未来応援交付金」なども活用しながら幼少期からの学習環境や相談体制づくりを推進しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●すべての児童生徒が安心して学習できる教育環境の整備 ●スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの活用 ●地域における居場所づくりや学習支援の場の充実 ●教育に関わる就学支援 <p>今後の方向性</p> <p>関係機関と連携し、一体的に推進していきます。</p>	子育て支援課 学校教育課 健康福祉課
2 安心できる生活・就労支援	<p>心身の健康、家庭、人間関係など、それぞれの家庭による様々な課題に対して、総合的な相談・支援を行い、孤立のない環境づくりを推進しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●保護者の生活・就労支援 ●子どもの生活・就労支援 ●支援人員の確保に関わる事業支援 <p>今後の方向性</p> <p>関係機関と連携し、一体的に推進していきます。</p>	子育て支援課 学校教育課 健康福祉課
3 経済的支援	<p>経済的な支援により、公的な支援を活用した最低限の安定した経済基盤が保たれるよう支援を行っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●児童扶養手当 ●母子父子寡婦福祉資金貸付 ●生活保護扶助 ●ひとり親家庭等医療費助成 <p>今後の方向性</p> <p>関係機関と連携し、一体的に推進していきます。</p>	子育て支援課 学校教育課 健康福祉課

施策 6

施策 6 安全・安心なまちづくりの推進

子どもたちが安心して利用できる公共交通や遊び場の整備をはじめ、子どもから大人までが一同に集えるコミュニティの場を整えます。また、地域が一体となって、交通安全や防犯・防災に取り組む、安全・安心なまちをめざします。

(1) 子育てを支援する生活環境の整備

事業名	内容	担当課
1 公共交通機関 の維持・確保	<p>コミュニティバス及びデマンドタクシーの運用、松浦鉄道の維持・運営を継続実施しています。コミュニティバスの利用促進を図るため、小学生を対象とした無料乗車キャンペーンも継続実施しています。</p> <p>今後の方向性</p> <p>今後は少子化の流れの中で利用者を確保しつつ、小中学生に対し、安全・安心に公共交通を利用できるよう情報提供に努めます。</p>	まちづくり課
2 子どもの遊び 場の充実	<p>通常維持管理(除草作業)は地域の協力により随時行っています。また、遊具については適宜点検をし、補修及び危険遊具の撤去等にも取り組んでいます。</p> <p>今後の方向性</p> <p>今後も引き続き実施し、子どもの安全な遊び場を守ります。</p>	建設課
3 親子のつどい の場づくり	<p>自治公民館長を通して子どもから大人まで地域のコミュニティ活動に積極的に取り組めるよう支援しています。アバンセ、町生涯学習課、町公民館の3者共同で課題解決支援講座『遊びの楽校 in ありた』に取り組み、「わくわく子ども横丁」(子ども向けの遊び体験イベント)を地域の方と一緒に開催しています。</p> <p>今後の方向性</p> <p>今後も規模を拡大し「わくわく子ども横丁」を開催します。運営スタッフである地域の方たち(ボランティア)の参加を促進します。</p>	生涯学習課



(2) 子どもの安全確保

事業名	内容	担当課
1 交通安全教室 の充実	<p>交通指導員らと連携した交通安全教室の開催や、登下校時の見守り隊による指導等を行っています。また、保育所では交通安全の出前講座等を実施して、交通安全教育を行っています。</p> <p>今後の方向性</p> <p>今後も引き続き交通指導員と連携した実施を行うと同時に、交通安全指導員の高齢化に伴う後継者の育成や担い手不足への対応を検討します。</p>	総務課
2 道路環境の整備	<p>随時地元からの要望を受け付け、特に危険と思われる箇所については、カーブミラーやガードレールの設置等で対応をしています。</p> <p>今後の方向性</p> <p>今後は、現状復旧箇所、危険性が高いと思われる箇所等、優先順位により適宜対応していきます。</p>	総務課
3 防犯・防災教育の充実	<p>防犯ボランティア団体を中心とした登下校時の見守り、青パトを利用した巡回パトロール、防犯灯の設置費用の補助等を行っています。また、保育所では関係機関の協力を得ながら定期的に防犯・防災訓練を行っています。</p> <p>今後の方向性</p> <p>今後も引き続き実施を推進します。</p>	生涯学習課 子育て支援課
4 防犯体制の強化	<p>地域住民の有志による「見守り隊」の結成、また「子ども 110 番の家」の周知徹底等、子どもの安全確保に取り組んでいます。</p> <p>今後の方向性</p> <p>2年に一度、「子ども 110 番の家」の見直しを行いながら引き続き防犯体制の強化に取り組みます。</p>	生涯学習課
5 チャイルドシート等の購入費 助成	<p>広報による周知を行っています。貸出の問い合わせについては、社会福祉協議会につないで対応を行っています。</p> <p>今後の方向性</p> <p>今後も実施していくとともに、健康福祉課が導入している母子手帳アプリ等も利用してさらなる周知に努めます。</p>	子育て支援課



第 **3** 部

事業計画



1 特定教育・保育施設

(1) 教育・保育提供区域の設定

①国の考え方

市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況、その他の条件を総合的に勘案して、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域(以下「教育・保育提供区域」という。)を定める必要がある。その際、教育・保育提供区域は、地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定すること。

②区域設定の進め方についての補足

区域と事業計画について

- 「量の見込み」と「確保方策」を区域ごとに設定し、事業計画に記載。
- 各年度の児童の認定区分ごとの「教育・保育」の「量の見込み」(需要)に対する「確保方策」(「いつ」・「どの施設・事業で」・「どのくらいの」提供を行っていくのか)を記載。
- 「地域子ども・子育て支援事業」についても同様に、各事業の計画を記載。

③有田町の教育・保育提供区域について

「教育・保育提供区域」は、子ども子育て支援法の規定に基づき、有田町全域を1区域として設定します。

(2) 認定区分と提供施設

① 認定区分と提供施設

◆ 認定区分と提供施設

認定区分		提供施設
1号認定	3～5歳、幼児期の学校教育(以下「学校教育」という)のみ	幼稚園、認定こども園
2号認定	3～5歳、保育の必要性あり	保育所、認定こども園
3号認定	0～2歳、保育の必要性あり	保育所、認定こども園、地域型保育事業

◆ 認定別 利用可能施設

		1号認定	2号認定		3号認定
		3歳～5歳	3歳～5歳		0～2歳
対象となる子ども		専業主婦(夫)家庭、労働時間短家庭	共働きであるが幼稚園の利用を希望している家庭	共働き家庭	共働き家庭
利用可能施設	認定こども園	○	○	○	○
	幼稚園	○			
	保育所			○	○
	地域型保育事業				○

◆ 有田町の教育・保育施設数（令和元年9月時点）

		実施か所	利用人数	定員
幼稚園		なし	0人	0人
認定こども園	幼保連携型	3ヶ所	346人	390人
	保育所型	1ヶ所	119人	120人
保育所	町立	2ヶ所	149人	180人
	私立	2ヶ所	102人	110人
認可外保育施設		1ヶ所	12人	15人
合計		9ヶ所	728人	815人

(3) 量の見込みと確保方策

[需要量と確保方策]

現在有田町では、4園の認定こども園（幼保連携型3、保育所型1）と4園の保育所にて、教育・保育の量の確保を行っています。

1号認定は、認定こども園（幼稚園）にて入園希望者全員が入園できる見込みであるため確保量が不足することは想定していません。

2号認定で教育を希望するニーズについても、認定こども園（幼稚園）にて供給できる想定です。それ以外の2号認定を保育所及び認定こども園（保育所）で確保します。

3号認定は、保育所と認定こども園（保育所）で確保していくほか、認可外保育施設については認可支援を行い、地域型保育事業として位置づけ、供給量を確保します。

令和2年度

町全体		1号認定	2号認定		3号認定		合計
		3歳以上 教育 希望	① 3歳以上 教育希望	② 3歳以上 保育必要	1～2歳 保育 必要	0歳 保育 必要	
①量の見込み		150	0	337	230	63	780
確保方策 (提供量)	幼稚園	-	-	-	-	-	846
	認定こども園	178	0	185	132	31	
	保育所	-	-	177	101	26	
	地域型保育事業※1	-	-	-	10	6	
	②合計	178	0	362	243	63	
②-①=		28	0	25	13	0	66

※1 小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育施設

令和3年度

町全体		1号認定	2号認定		3号認定		合計
		3歳以上 教育 希望	① 3歳以上 教育希望	② 3歳以上 保育必要	1～2歳 保育 必要	0歳 保育 必要	
①量の見込み		148	0	336	217	61	762
確保方策 (提供量)	幼稚園	-	-	-	-	-	846
	認定こども園	178	0	185	132	31	
	保育所	-	-	177	101	26	
	地域型保育事業※1	-	-	-	10	6	
	②合計	178	0	362	243	63	
②-①=		30	0	26	26	2	84

※1 小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育施設

令和4年度

町全体		1号認定	2号認定		3号認定		合計
		3歳以上 教育 希望	① 3歳以上 教育希望	② 3歳以上 保育必要	1～2歳 保育 必要	0歳 保育 必要	
①量の見込み		127	0	315	214	60	716
確保方策 (提供量)	幼稚園	-	-	-	-	-	846
	認定こども園	178	0	185	132	31	
	保育所	-	-	177	101	26	
	地域型保育事業※1	-	-	-	10	6	
	②合計	178	0	362	243	63	
②-①=		51	0	47	29	3	130

※1 小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育施設

令和5年度

町全体		1号認定	2号認定		3号認定		合計
		3歳以上 教育 希望	① 3歳以上 教育希望	② 3歳以上 保育必要	1～2歳 保育 必要	0歳 保育 必要	
①量の見込み		126	0	313	221	59	719
確保方策 (提供量)	幼稚園	-	-	-	-	-	846
	認定こども園	178	0	185	132	31	
	保育所	-	-	177	101	26	
	地域型保育事業※1	-	-	-	10	6	
	②合計	178	0	362	243	63	
②-①=		52	0	49	22	4	127

※1 小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育施設

令和6年度

町全体		1号認定	2号認定		3号認定		合計
		3歳以上 教育 希望	① 3歳以上 教育希望	② 3歳以上 保育必要	1～2歳 保育 必要	0歳 保育 必要	
①量の見込み		118	0	311	209	58	696
確保方策 (提供量)	幼稚園	-	-	-	-	-	846
	認定こども園	178	0	185	132	31	
	保育所	-	-	177	101	26	
	地域型保育事業 ※1	-	-	-	10	6	
	②合計	178	0	362	243	63	
②-①=		60	0	51	34	5	150

※1 小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育施設

2 地域子ども・子育て支援事業

(1) 提供体制の確保

子ども・子育て支援事業について、以下の13事業について本町のニーズや国・県の方向性を踏まえながら実施可能な体制を整えます。

◆実施事業一覧

		実施か所数	平成30年度実績
①地域子育て支援拠点事業 (子育て支援センター)		1ヶ所	0人日
②子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)		1ヶ所	0人日
③一時預かり事業	幼稚園の預かり保育(1号認定)	認定こども園4ヶ所	7,500人日
	幼稚園の預かり保育(2号認定で幼稚園希望)		0人日
	幼稚園の預かり保育以外	保育所4ヶ所	1,223人日
④時間外保育事業(延長保育)		8ヶ所	169人
⑤病児・病後児保育事業		1ヶ所	7人日
⑥放課後子ども総合プラン	放課後児童健全育成事業	5ヶ所	295人
	放課後子ども教室事業	2ヶ所	432人
	一体型、又は連携型による放課後児童クラブ及び放課後子ども教室	4ヶ所	452人
⑦妊婦健康診査		—	1,298人回
⑧赤ちゃん訪問事業		—	108人
⑨養育支援訪問事業		—	56人
⑩子育て短期支援事業(ショートステイ)		—	未実施
⑪利用者支援事業		—	未実施
⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業		—	5世帯
⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業		—	未実施

※単位の(人日)、(人回)は延べ人数

(2) 量の見込みと確保方策

①地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター） [対象：0歳児～2歳児]

保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談や園庭開放等を行います。

[需要量と確保の方策]

(単位：人日／年間)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400
②確保方策	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400
②-①＝	0	0	0	0	0

▶令和2年度から開所する多世代交流センターにおいて、子育て支援事業を実施します。子育て親子の交流、相談、セミナー、就労支援事業等を行い、また併設するカフェで高齢者との世代間交流も行います。

②子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

[対象：0歳児～小学生]

子育て中の保護者を会員として、子どもの預かり等の援助を受けたい者と援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡、調整を行います。

▶今後、事業の運営体制の整備を検討します。



③-1 一時預かり事業（幼稚園の預かり保育） 1号認定 [対象：3歳児～5歳児]

1号認定を受けた子どもを通常の利用時間以外に認定こども園や幼稚園において必要に応じ保育を行います。

[需要量と確保の方策]

(単位：人日/年間)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	7,192	7,162	6,514	6,469	6,001
②確保方策	7,192	7,162	6,514	6,469	6,001
②-①=	0	0	0	0	0

▶町内の認定こども園4園全てで実施しており、今後も継続して実施を行います。

③-2 一時預かり事業（幼稚園の預かり保育） 2号認定で幼稚園希望

[対象：3歳児～5歳児]

1号認定を受けずに幼稚園を希望している2号認定の子どもを通常の利用時間以外に幼稚園で恒常的に保育を行います。

[需要量と確保の方策]

▶町内の認定こども園4園において1号認定児童の受入ができています。社会情勢の変化に柔軟に対応しながら、継続して保護者の希望に沿った受け入れができるよう随時見直しを行います。

③-3 一時預かり事業（幼稚園の預かり保育以外） [対象：0歳児～5歳児]

教育・保育認定を受けない子どもを保育所等で一時預かりする事業です。

[需要量と確保の方策]

(単位：人日/年間)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1,375	1,295	1,183	1,067	951
②確保方策	1,375	1,295	1,183	1,067	951
②-①=	0	0	0	0	0

▶町内全園で実施しており、母親のリフレッシュなどの支援を行っています。今後も継続して事業を実施し、子育て世帯の負担軽減を図ります。

④時間外保育事業（延長保育） [対象：0歳児～5歳児]

保育認定を受けた子どもの通常の利用日及び利用時間以外に認定こども園や保育所等で保育を行います。

[需要量と確保の方策]

(単位：人／年間)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	199	192	186	184	175
②確保方策	199	192	186	184	175
②-①=	0	0	0	0	0

▶時間外保育事業（延長保育）について、町内全園で実施しており利用者数は減少していますが今後も継続して実施します。

⑤病児・病後児保育事業 [対象：0歳児～5歳児、小学校低学年]

急な病気や病気からの回復期などで、集団保育が困難な子どもを一時的に医療機関等で保育を行います。

[需要量と確保の方策]

(単位：人日／年間)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	6	6	6	6	6
②確保方策	6	6	6	6	6
②-①=	0	0	0	0	0

▶病児・病後児保育事業について、平成28年度末に町内私立保育園1園にて病後児保育室を整備しており、今後も継続して実施します。また、平成25年度から嬉野市、平成30年度から武雄市と協定を締結し、町内児童の受入を行っており、今後も連携協定を継続し受入施設の確保を行っていきます。

⑥放課後子ども総合プラン

【1】放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ) [対象：小学生]

保護者が昼間就労等で家庭にいない小学校に就学している児童に対し、適切な遊び及び生活の場を与え、児童の健全育成及び保護者の仕事と子育ての両立支援を図ります。

[需要量と確保の方策]

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	290	284	278	273	267
1年生	93	90	88	86	84
2年生	86	85	84	83	82
3年生	77	76	75	74	72
4年生	24	23	22	22	21
5年生	8	8	7	6	6
6年生	2	2	2	2	2
②確保方策	365	365	365	365	365
②－①＝	75	81	87	92	98

▶平成 30 年度より、運営費の補助を行うことで民間の放課後児童クラブの運営が行われていますが、十分な受け皿が確保されているとは言えない状況です。教育委員会と連携し、学校の余裕教室を活用した事業の実施を検討する必要があります。また、有田小学校においては、校舎新築に伴う旧校舎の解体により、新たな施設の建設が必要です。引き続き支援員の積極的な研修の受講を推進し、様々な特性を持った児童を受け入れることが可能な環境の整備に努めます。

【2】放課後子ども教室事業 [対象：子ども全般（主に小学生）]

放課後や週末等に子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、様々な体験活動等を実施することにより、子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進します。

[実施状況]

有田中学校区 1ヶ所

西有田中学校区 1ヶ所

▶引き続き、地域の方々に参画いただき、子ども達が楽しいと思える体験活動や学習内容を盛り込んだ充実した内容になるように努めます。

【3】一体型、又は連携型による放課後児童クラブ及び放課後子ども教室

[対象：子ども全般（主に小学生）]

放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の内容に準じます。

[実施状況]

有田中学校区 2ヶ所

西有田中学校区 2ヶ所

▶平成30年より、町内4小学校区にて一体型の教室を開設することができました。活動場所については、引き続き各小学校に協力いただき、校内での実施を継続します。学校および放課後児童クラブ支援員との情報共有を図り、子どもたちが安心して活動できるよう円滑な運営に努めます。

⑦妊婦健康診査 [対象：妊婦]

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、「健康状態の把握」「検査計測」「保健指導」を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施します。

[需要量と確保の方策]

(単位：人回/年)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1,472	1,409	1,347	1,284	1,221
②確保方策	1,472	1,409	1,347	1,284	1,221
②-①=	0	0	0	0	0

▶妊娠当初に個々の状況に合わせた指導や健診の必要性を伝えることで今後も健診を受けてもらえる、また出産に至るまでの切れ目ない支援に取り組みます。



⑧赤ちゃん訪問事業 [対象：0歳児]

生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。

[需要量と確保の方策]

(単位：人／年)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	129	126	123	120	117
②確保方策	129	126	123	120	117
②-①=	0	0	0	0	0

▶産後うつが発見と支援も念頭に早期の訪問を継続し、孤立せずに子育てができるよう今後も情報提供と養育環境等の把握に取り組みます。

⑨養育支援訪問事業 [対象：一]

養育支援が必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行い、その家庭の適切な養育の実施を確保します。

[需要量と確保の方策]

(単位：人（支援対象人数）)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	56	56	56	56	56
②確保方策	56	56	56	56	56
②-①=	0	0	0	0	0

▶養育支援が必要な保護者に対して、早期把握・早期介入を図り、必要な支援に取り組みます。要保護児童対策地域協議会や利用者支援事業などを通して、保護者の状況により様々な角度からの支援につなげられるよう取り組みます。

⑩子育て短期支援事業（ショートステイ） [対象：0歳児～18歳未満]

保護者の病気や出張、冠婚葬祭などにより、家庭において子どもを養育することが一時的に困難になった場合、児童養護施設等で一定期間、養育・保護を行います。

[需要量と確保の方策]

子育て短期支援事業（ショートステイ）について、今後も継続的に潜在的なニーズの把握を行い、必要に応じて実施していきます。

⑪利用者支援事業

子ども及びその保護者等が教育・保育施設や地域子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な実施場所で情報収集と提供を行います。又、母子保健型事業では、令和元年8月に開設した子育て世代包括支援センターにおいて、相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行います。

[需要量と確保の方策]

現在は子育て支援課と健康福祉課等で必要に応じた対応を行っており、今後も関係課・関係機関と連携を取りながら対応します。

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する経費及び行事への参加に要する費用等の助成を行います。

[需要量と確保の方策]

平成27年度から実施をしており、平成30年度では5世帯の支援を行いました。今後も継続して実施し、幼児教育・保育の無償化に伴い、制度未移行幼稚園の児童も対象とします。

⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進します。

[需要量と確保の方策]

現在の実施予定はありませんが、ニーズが生じれば、国の指針等に基づき実施していきます。

3 計画の推進体制

(1) 計画の推進に向けた役割

①家庭の役割

保護者は、子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、家庭が子どもの基本的な生活習慣の確立や人格形成等にとって重要な役割と責任を持っていることを認識する必要があります。

このことを踏まえ、子どもとのスキンシップやコミュニケーションを通して、明るい家庭を築くとともに子どもの発達段階に応じた適切な家庭教育を行うよう努める必要があります。

また、家庭では、男女が協力して子育てを進めることが大切であり、女性だけが子育てに大きな負担を負うことがないようにしなければなりません。

②地域の役割

子どもにとって、地域は充実した健全な日常生活を営んでいく上で重要な場であり、子どもは地域との関わりの中で社会性を身につけ、成長していきます。

そのため、地域は、家庭環境、心身の障がいの有無等に関わらず、すべての子どもが、地域住民との交流を通じて健全に成長できるよう支援していくことが大切です。

また、地域全体で子育て中の家庭を支え、子どもの「自ら育とうとする力」を伸ばすため、地域で活動しているさまざまな団体が、行政や町民と連携し、互いに補いながら子どもの健全な成長を支援することが重要です。

③事業者の役割

働いているすべての人が、仕事時間と生活時間のバランスがとれる多様な働き方を選択できるようにするとともに、職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識などを解消し、働きやすい職場環境をつくることが大切です。

そのため、事業者・職場自体が、このような職場環境をつくるよう努めるとともに、働く人々がこのような認識を深めることが重要です。

④行政の役割

行政は、子育て支援のための保健・医療・福祉、教育、労働、住宅、生活環境など多様な分野にわたる取組が必要であるため、関係部局間の連携を図り、総合的な施策の推進に努め、情報発信を行っていきます。

また、国、県、保健所、児童相談所等の関係機関との連携の一層の強化に努め、施策・事業等の計画的な推進を図っていきます。

(2) 関係機関等との連携

本町においては、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供するため、円滑な事務の実施を含め庁内関係課間の密接な連携を図るとともに、県との間においても、教育・保育施設の運営の状況等必要な情報を共有し、共同で指導監督を行う等相互に密接な連携を図ります。

また、住民が希望する保育ニーズに応えられるよう、市町域を超えた利用を想定して、近接する市町と連携を図り、迅速に調整等が行われるように努めます。

さらに、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を実施し、地域の実情に応じて計画的な基盤整備を行うため、行政と教育・保育施設の実施主体等が相互に連携し、協働しながら取組を進めていきます。

一方、子ども・子育て支援において地域の中核的な役割を担う認定こども園及び保育所は、地域子ども・子育て支援事業の実施主体と、子ども・子育て支援を行う実施主体同士相互の密接な連携が必要であり、本町においてはそのための支援に努めます。

また、保育所等を利用する子どもが小学校就学後に放課後児童クラブを円滑に利用できるよう、相互の連携に努めます。行政は、子育て支援のための保健・医療・福祉、教育、労働、住宅、生活環境など多様な分野にわたる取組が必要であるため、関係部局間の連携を図り、総合的な施策の推進に努め、情報発信を行っていきます。

また、国、県、保健所、児童相談所等の関係機関との連携の一層の強化に努め、施策・事業等の計画的な推進を図っていきます。

(3) 計画の達成状況の点検・評価

本町では、「有田町子ども・子育て会議」において、各年度における「子ども・子育て支援事業計画」に基づく施策の実施状況(教育・保育施設の認可等の状況を含む。)や、これに係る費用の使途実績等について点検、評価し、この結果を公表します。

併せて、事業計画においては、利用者の視点に立った指標を設定し、評価にあたっては、個別事業の進捗状況(アウトプット)に加え、計画全体の成果(アウトカム)についても点検・評価していきます。

また、必要に応じ、計画期間の中間年を目安として、計画の見直しを実施するとともに、計画の進捗状況等はホームページ等で公表します。

【個別事業の進捗状況(アウトプット)対象指標】

- 教育・保育施設の提供量(確保方策)
- 地域子ども・子育て支援 13 事業の提供量(確保方策)

【計画全体の成果(アウトカム)対象指標】

- 「有田町は子育てしやすいまち」に対する評価を、今回調査結果との比較を行い、計画全体の評価対象とする。



資料編



1 計画策定の経緯

期日	実施項目	内容
平成31年1月	各種調査実施	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども子育て支援に関するアンケート（就学前児童保護者、小学生児童保護者） ・子どものいる世帯の状況調査（小・中学生、保護者） ・子どもの生活に関する関係団体調査
令和元年6月27日	第1回 有田町子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> ・「子ども・子育て支援に関するアンケート」結果報告 ・「子どものいる世帯の状況調査」結果報告 ・「第2期有田町子ども・子育て支援事業計画」骨子案について
令和元年10月4日	第2回 有田町子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> ・「第2期有田町子ども・子育て支援事業計画」素案について ○子ども・子育て支援事業と次世代育成支援行動計画における評価 ○有田町の子ども・子育て支援の課題 ○子ども・子育て支援の基本的な考え方 ○事業計画について
令和元年12月12日	第3回 有田町子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> ・「第2期有田町子ども・子育て支援事業計画」素案について ○前回会議の意見等による修正について ○パブリックコメントについて ○計画策定について
令和2年1月14日～ 2月14日	パブリックコメント実施	「第2期 有田町子ども・子育て支援事業計画（案）」について住民意見の公募

2 有田町子ども・子育て会議設置条例

平成26年3月19日

条例第3号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第77条第1項の規定に基づき、有田町子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、子ども・子育て支援法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、15人以内の委員で組織する。

2 委員は次に掲げるものの中から町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 事業主を代表する者
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 学識経験のある者
- (5) 学校を代表する者
- (6) 民生委員・児童委員を代表する者
- (7) その他町長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、子ども・子育て会議を代表し会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 子ども・子育て会議は、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故あるときは、部会に属する委員の内から部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(有田町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 有田町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年有田町条例第33号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

3 有田町子ども・子育て会議 委員名簿

番号	団体名等	氏名	備考
1	有田町教育委員会 教育委員	大串志津子	会 長
2	有田町民生委員児童委員協議会 副会長	大串 弘子	副会長
3	有田町社会福祉協議会 事務局長	岩永 千津	
4	有田町議会文教厚生常任委員会 委員長	今泉藤一郎	
5	有田町総区長会 会長	福島 清人	
6	西有田中学校 校長	池田 昇	
7	(福)浄元福祉会あかさかルンビニー園 園長	王寺 直子	
8	(福)同行会 会長	森山 隆子	
9	町立くわこば保育園 園長	森 美雪	
10	西松浦郡連合PTA 母親部長	岩永真求子	
11	あかさかルンビニー園 保護者代表	西山絵理香	
12	同朋保育園 保護者代表	松本 友美	
13	おおやま保育園 保護者代表	中野 未織	
14	伊万里・有田共立病院 事務長	森田 聡子	
15	有田町副町長	福田 政美	

(※順不同、敬称略)

第2期 有田町子ども・子育て支援事業計画

発行年月 令和2年3月

発行 佐賀県有田町

編集 有田町子育て支援課

住所 : 〒844-0027

佐賀県西松浦郡有田町南原甲 664 番地 4

TEL : 0955-25-9200

FAX : 0955-43-2301

Eメール : shien_kosodate@town.arita.lg.jp

URL : <http://www.town.arita.lg.jp>